

令和3年3月清須市議会定例会会議録

令和3年3月2日、令和3年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	齊藤孝法	
企	画	部	長	宮崎稔
総	務	部	長	平子幸夫

危機管理部 長
市民環境部 長
健康福祉部 長
建設部 長
会計管理者
教育部 長
監査委員事務局 長
企画部次長兼人事秘書課長
企画部次長兼企画政策課長
総務部次長兼財政課長
総務部次長兼財産管理課長
総務部次長兼収納課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
建設部次長兼土木課長
建設部次長兼都市計画課長
総務部 参事
建設部 参事
建設部 参事
企業誘致課 長
総務課 長
税務課 長
危機管理課 長
市民課 長
保険年金課 長
生活環境課 長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長

丹羽久登
栗本和宜
河口直彦
永渕貴徳
吉田敬
加藤秀樹
三輪晃司
石黒直人
後藤邦夫
岩田喜一
飯田英晴
三輪好邦
石田隆
加藤久喜
松村和浩
長谷川久高
山下雅也
大橋秀一
兼松俊彦
沢田茂
榎本雄介
渡辺由利子
舟橋監司
伊藤嘉規
篠田敬幸
所邦治
北神聖久
葛山悟
日比野鋭治

社 会 福 祉 課 長
高 齢 福 祉 課 長
健 康 推 進 課 長
上 下 水 道 課 長
新清洲駅周辺まちづくり課長
会 計 課 長
学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長
ス ポ ー ツ 課 長
学校給食センター管理事務所長

鹿 島 康 浩
古 川 伊 都 子
寺 社 下 葉 子
菅 野 淳
前 田 敬 春
平 野 嘉 也
吉 野 厚 之
辻 清 岳
浅 野 英 樹
吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長
議 事 調 査 課 長
議 事 調 査 課 係 長
議 事 調 査 課 主 査

浅 田 克 幸
高 山 敬
鈴 木 栄 治
鈴 木 結 佳 理

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 10名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

令和3年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、過日の会派代表者会におきましてご賛同いただきました、議会運営委員会においても確認いたしておりますので、議員各位にはご承知のことと存じますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、各議員におかれましては可能な限りの時間短縮にご協力をお願いいたしますよう、改めてお願いを申し上げます。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。

当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る2月17日までに13人の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、伊藤議員。

< 16番議員 (伊藤 嘉起君) 登壇 >

16番議員 (伊藤 嘉起君)

それでは、失礼いたします。

議席番号16番、清政会、伊藤嘉起でございます。

私のほうからは、今後の市政運営について質問をさせていただきます。

永田市長は、今から3年半余り前の市長選挙において加藤前市長からのバトンを受け、市民の幅広い支持の下に初当選され、この夏で1期目の任期を終えようとされております。これまでの

間、長年の行政経験で培った手腕を遺憾なく発揮され、市政運営に全力で、そして堅実に取り組んでこられました。

先の市長選挙で公約として掲げた治水・雨水対策の強化、放課後子ども教室の全校実施、認定こども園の誘致、小中学校教室への空調整備、区画整理事業の推進、窓口業務の民営化、斎苑の整備推進などについて、その1つ1つを着実に実行されており、その実行力は高く評価できるものであります。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種に向けた迅速な対応に加えて、各種コロナ対策についても国・県の補助金等も有効に活用し、財政のバランスを保ちながら、市民・事業者に対してタイムリーかつ効果的な支援策を展開されているところです。

さらに、今回提出された新年度予算案を見ましても、小中学校体育館への空調設備設置に向けた経費や企業誘致の推進経費など、本市の将来を見据えた経費が盛り込まれており、立ち止まることのない市政運営への意気込みが見て取れます。

今後も、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化などの影響により、本市を取り巻く環境は厳しさを増すものと考えられる中、変化の激しい社会経済情勢に対応しつつ、本市が新しい時代に向かって力強く前進し、さらに豊かな地域へと発展するには、自信と誇りを持って独自の発想で政策を展開できるリーダーが求められており、そのリーダーこそ永田市長をおいて他にないと考えております。

また、子育て世帯や高齢者など数多くの市民からも永田市長の続投を待望する声が寄せられていることから、こうした声を全身で受け止め、市民の皆様と一緒に次々のステージの清須市に歩みを進めてほしいと願うばかりであります。

そこで、永田市長にお尋ねいたします。

この夏の市長選挙に再度出馬し、引き続きリーダーとしてこの清須市を引っ張っていかれる力強いご決意を、この市議会の議場においてお聞かせいただきたいと存じます。

議 長（成田 義之君）

それでは、伊藤議員の質問に対し、永田市長、答弁。

市 長（永田 純夫君）

ただいま伊藤議員からは過分なお言葉を頂き恐縮をいたしておりますけども、ご質問のように4年前の7月の市長選挙では、安全・安心、また市政の継続と安定を訴えまして市長選挙に臨み、そして、市民の皆様のご付託を頂きまして、8月には加藤前市長からバトンを受けまして市長に

就任をさせていただいてから、力強い清須、元気な清須の実現に向けて、約3年と7か月でございますけれども、市政に邁進をしております。

お約束をいたしました公約につきましても、議員各位、そして市民の皆様のご指導とご支援によりまして、また職員の協力により、概ね実現できたというふうに思っております。その結果、本当に長い間の懸案でありました火葬場につきましても、ようやく今月完成を見ることができました。そして、教育、学校施設、保育施設、それから、さらには区画整理を始めとするインフラ整備も順調に進みまして、そして子育て支援に力を入れることにより出生率も比較的高い状況にありまして、人口も順調に伸びてきたというふうに思っております。

こうした公約を1つ1つ実現していくことによって、まちづくりの手応えを感じているところでございまして、さらにこれを継続させて、この取組を進めまして、清須市を引き続き成長・発展させていかなければならないというふうに強く思っているところでございます。

一方で、この1年間は本当に思いもよらぬ新型コロナウイルス感染症との戦いでございました。これまで市も、市民の皆さんの生活支援、あるいは事業者の皆様の事業継続支援、様々な施策を講じてきたところでございますけれども、いよいよコロナを収束させるためのワクチンの接種が始まろうとしております。今現在、まだまだ課題はたくさんございますけれども、引き続き、国・県、そして医療機関の皆様方と連携を密にしながら、接種ができる時期に参りましたら、確実に接種ができるように全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、これは施政方針でも申し上げたんですけれども、コロナ対策は、今の本当に最重要課題であることは間違いありません。しかし、同時に、清須をさらに成長・発展をさせるため、アフターコロナの時代を見据えて、次を生み出す施策も行っていかなければならないというふうに考えております。

そのようなことから、次の4年間は極めて重要な期間であるというふうに思っております。コロナ禍にありましても、未来への投資を着実に進めることで市民生活を豊かにするとともに、市が策定いたしております総合計画を着実に実行をして、力強い清須を実現させていかなければならないというふうに強く思っております。

つきましては、次期市長選挙に出馬をさせていただきまして、次の4年間も未来への投資を加速させ、清須の発展、清須の成長、そして市民の皆さんの幸せのために頑張りたいと決意を新たにいたしているところでございます。

市議会の皆さん、そして、市民の皆様には一層ご支援、ご指導賜りますように心からお願いを

申し上げます、答弁とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

議 長（成田 義之君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

3年半前の選挙を振り返りますと、一つの選挙の争点として合併問題というのがあったと思うんです。もちろん市長は、市長になられる前の話ではありますが、前任者の市長が北名古屋市の市長からお声かけを頂いたが、そのときの対応が悪かった等が相手候補の一つの選挙のときのお言葉でもあったわけですが、その後、永田市長として3年半以上務められた中で、名古屋市との合併は何かお話があったのか、なかったのか、一つそこをお尋ねしたいと思います。

議 長（成田 義之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

私が市長にさせていただいてから、北名古屋市の市長からも名古屋市からも合併に関する相談の言葉は一度もございませんでした。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

いずれにしても、コロナ禍の中、世界が経験したことのないような事態が起こっております。清須市も、これで日本もワクチンの集団接種ということになりますと大変混乱を招くということとは想定できるわけですが、何とか市民の理解、そして議会の理解を得ながら、しっかりと進めていただいて、一日も早く収束することを願っておりますので、期待をいたします。

7月、暑い選挙になりますが、ご慈愛頂いて、しっかり市長の思いを伝えていただきたい、そのように思いますので、頑張ってくださいようお願いいたします、私の質問は終わらせていただきます。

議 長（成田 義之君）

以上で、伊藤議員の質問を終わります。

次に、久野議員の質問を受けます。

久野議員。

< 18番議員（久野 茂君）登壇 >

18番議員（久野 茂君）

議席18番、清政会、久野 茂でございます。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

質問に入る前に、ただいま伊藤議員からの質問におきまして、永田市長は清須市政のかじ取り役として、引き続き清須市のリーダーとして続投するという力強いご決意を頂きました。次の市長もぜひ永田市長にこうした声を全身で受け止めていただき、市民の皆様と一緒に次々のステージの清須市に歩みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、私からは、大きく2点について質問をしたいと思っております。

初めに、名鉄高架事業についてでございます。

「名鉄高架事業」につきましては、平成25年度に清洲城において、事業者であります国土交通省、愛知県、稲沢市、そして清須市との間で確認書が締結されました。その後、平成29年度からは愛知県により鉄道詳細設計を進めていただいております。本市は、高架事業に必要な仮線用地としても利用する道路等の都市計画決定を行い、平成30年度には用地買収に向けた地元説明会、さらには用地測量を実施し、昨年度からは物件調査を行っていただき、用地買収に着手していただいております。この高架事業は、用地確保から約15年と長い歳月が必要との説明を以前お伺いしております。

そこで、以下の4点についてお伺いたします。

- ①現在の用地及び建物補償の進捗状況について（稲沢市についても）
- ②新清洲駅北土地区画整理事業における用地確保の状況について
- ③仮線用地確保後の五条川名鉄名古屋本線の仮橋の設置時期及び狭小部の解消について
- ④高架事業完成後の都市計画道路西清洲上条線の横断歩道橋の設置について

鉄道高架事業で踏切がなくなり、交通渋滞も解消され、スムーズな通行ができるようになる一方、通学路などで歩行者が横断する危険場所も増えることが予想されます。県道として整備される都市計画道路西清洲上条線を横断するための横断歩道橋の設置について検討できないか、お伺いたします。

2点目は、農業振興地域農用地の土地利用についてでございます。

旧清洲・春日地区には農業振興地域農用地が多くありますが、農家の高齢化、後継者不足等に

より耕作されていない農地も多く見られます。これに伴い、平成30年と31年には地元より農業振興地域指定除外に関する請願が出され、多くの地権者が農業以外での土地利用を望まれています。これを受け、本市では総合計画、都市計画マスタープランの改訂に続き、12月の全員協議会でもご説明がありましたように、土田・上条地区の農用地除外の見直しを含めた農業振興地域整備計画の改訂が現在進められております。

そこで、以下の3点についてお伺いします。

- ①農業振興地域整備計画の進捗状況について
- ②農業振興地域整備計画の計画年度について
- ③土田・上条地区以外の見直しについて

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

新清洲駅周辺まちづくり課長、前田です。よろしくお願ひいたします。

①についてお答えさせていただきます。

用地及び建物補償につきましては、新清洲駅北土地区画整理区域と駅南拡幅に伴う道路付け替え部分を除く仮線用地部分で権利者85件のうち、1月末時点で27件の契約を締結しており、進捗率は31.8%になっております。駅南拡幅に伴う道路付け替え部分につきましては、権利者9件ございますが、まだ契約数0件となっております。

稲沢市につきましては、権利者46件のうち3件の契約を締結していると同っており、進捗率は6.5%になっております。稲沢市内の県道拡幅部分につきましては、権利者14件ですが、まだ未契約と同っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今、答弁いただいた中で、仮線部分について85件中27件契約されているということですが、面積だとどのぐらいになるのでしょうか。

議長（成田 義之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

仮線部分の全体面積8千679.32平米のうち2千289.04平米が契約済みとなっております。

以上です。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今お話しされた契約済みの面積2千289.04平米のうち既に市が管理している用地はどれほどになりますか。また、管理の方法はどのようにされていますか、お伺いいたします。

議長（成田 義之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

既に引渡しを受けて市の管理地となっているのは27件のうち18件で、面積は1千537.25平米になります。

また、管理につきましては、残った土地の利用方法にもよりますが、定期的に草刈りを実施するか、防草シート等の設置にて管理しております。

以上です。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今、答弁された中で、草刈り及び防草シートの話が出ましたが、更地になった土地は今までは寒いのでいいんですけど、これから暑くなりますと草がどんどん大きくなっていきますので、この草刈りと防草シート、強いて言えば防草シートで覆っていただいて、草が生えないようにしていただきたいと思います。

続きまして、稲沢市の進捗は遅いように思われますが、稲沢市の担当者と話し合い等はされているのでしょうか。

議長（成田 義之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

現在、コロナ禍で、以前、コロナ前の状態で、国・県、清須・稲沢の2市で全体会議を行っていましたが、今はそれぞれの担当者同士で事業の進み具合など、具体的な打合せを年数回行っております。

また、進捗につきましては、清須市は令和元年度から物件調査と用地買収を並行して行っておりますが、稲沢市につきましては、全部の物件の調査を令和元年度に実施してから用地買収を令和2年度から実施しているため、このような進捗になっております。

以上です。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

ご存じだと思いますが、高架が約2.8キロございます。そのうち稲沢市が0.7キロあります。清須市だけが進んでも稲沢市が仮線用地の話が進まないこの事業は進まなくなりますので、ぜひ、今後とも稲沢市との協議をしっかりといただいて、稲沢市にもこの話を進めていただきたいと思います。

それから、市長が施政方針で述べられたように、今後も地権者の方々に丁寧な説明を心がけ、事業へのご理解、ご協力をいただけるよう努力していただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

②についてお答えさせていただきます。

新清洲駅北土地区画整理事業における用地確保状況につきましては、全体確保権利者が16件で、そのうち買収権利者が10件、借地権利者が6件になっております。

買収済みの権利者が8件で、残り2件につきましては、令和3年度以降の買収を予定しております。

借地につきましては、権利者数が全部で6件ありますが、鉄道の仮線工事着手に合わせまして令和7度からの借地契約を予定しております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

借地する方は令和7年度からという答弁でしたが、概ね皆さん、これは了解されているでしょうか。

議 長（成田 義之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

区画整理内の仮線用地内に換地をされている方につきましては、申出換地という手法により買収及び借地にご協力していただける方が換地されておりますので、概ねご了解を頂いているものと認識しております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

分かりました。

次、お願いいたします。

議 長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

③についてお答えさせていただきます。

現在、新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、国及び県より名古屋鉄道に設計を委託し、仮橋の設置時期など具体の工事工程につきましては、検討中と聞いております。

また、名鉄本線橋梁の狭小部の解消につきましては、鉄道高架に係る設計の中で狭小部の設計も進めておりますが、橋梁改築までに数年を要することから、下流の川床の掘り下げを先行して実施していくと伺っております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

国及び県が名鉄に設計を委託しているとのことですが、委託期間はいつまででしょうか。

議長（成田 義之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

平成29年度から発注をし、令和3年度までの5か年と伺っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

それでは、その後、仮橋の設計時期とか分かるのでしょうか。

議長（成田 義之君）

前田課長。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

国及び県が名鉄に委託している詳細設計の成果によって鉄道高架事業のスケジュールが決まってくるかと伺っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

分かりました。

次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、前田新清洲駅周辺まちづくり課長、答弁。

新清洲駅周辺まちづくり課長（前田 敬春君）

④についてお答えさせていただきます。

横断歩道橋は横断者の安全を確保する施設として役割がございますが、西清洲上条線の歩行者の横断につきましては、現在の計画では横断歩道の設置を予定しております。

将来の交通形態の変化によっては、公安委員会との協議で信号機の設置を要望していきたいと

考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

要望として名鉄線路が高架になると高架の急角で歩行者などが見にくくなるなど危険な箇所が増えると思われます。また、車が走りやすくなり、スピードも上がります。重大な事故などが起こらないよう、将来の交通形態などをよく研究していただき、歩行者や自転車が安全に通行できるように計画をしていただきたいと思いますので、横断歩道橋の設置につきましては要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

議長、すみません。次の2の質問については一括で①から③まで答弁を続けてお願いいたします。

議長（成田 義之君）

分かりました。

次の2の質問については一括で石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田でございます。

それでは、①から③まで一括でご答弁申し上げます。

初めに、①についてご答弁申し上げます。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、後継者不足等により、農地の保全や営農が困難となっている地区の地権者より請願が提出されたことに伴い、新たに土地利用が図れるよう都市計画マスタープラン等上位計画が改定されたため行うものでございます。

ご質問の進捗状況につきましては、計画案における縦覧並びに異議申出期間は終了し、縦覧者2名、うち1名より意見書の提出があり、異議申出はありませんでした。

縦覧結果につきましては、既に県に申達をしており、現在は県知事の同意を待っている状況でございます。この同意を得ますと全ての手続が終了となります。

次に、②についてご答弁申し上げます。

農業振興地域整備計画の計画年度としましては、令和3年から令和12年度までの10年間で、

概ね5年ごとに見直しを図ります。

最後に、③についてご答弁申し上げます。

今回の計画案のポイントは、土田・上条地区の一部を民間事業者により開発を進めるエリアに位置づけるもので、概ね5年をめどに農業振興地域農用地を除外するものでございます。

併せて、一場地区においては、区画整理事業に向けた機運が高まっていることから、次期計画での農用地除外を視野に、本計画案では、農業集落課題抽出地区として位置づけるものです。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

では、質問させていただきます。

まず、今回、概ね5年を目安に農業用地を除外する地区に位置づけられます土田・上条地区の地権者並びに土地の筆数をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

こちらの数字につきましては、農家台帳を積み上げた数字となりますが、土田地区につきましては、今回の開発構想のエリア内の数ということでご理解いただきたいと思います。

土田地区につきましては、地権者106名、土地につきましては293筆となります。

一方、上条地区につきましては、地権者104名、こちらについては県と市は地権者には入っておりません。それから、土地につきましては338筆となります。

なお、土地につきましては共有名義の土地もございますので、その場合は、その人数分をカウントして地権者数としております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

では、確認ですが、この土田地区については302で分断されている北側エリアの地権者並びに筆数は含まれていないのでしょうか。

議 長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

そのとおりでございます。

議 長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

次に、農用地の除外について位置づけられる土田・上条地区の納税猶予対象者数の筆数をお尋ねいたします。

議 長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

土田地区につきましては、納税猶予対象農地は49筆、上条地区につきましては54筆となっております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今、49筆と54筆ですけど、譲渡により納税猶予を解除する場合、相続税はどうなるのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

一般的には、猶予されている相続税分とそこに加えて利子税分を地権者等が負担することになるかと思えます。今後、地権者と民間事業者との話合いの中で取り扱っていくべき課題というか事項の一つというふうにも捉えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

納税猶予、多いような、103筆ですよ。これは一応20年間ですけども、5年後以降にも、まだ多分残っていると思いますよね。これは地権者と業者間でこの納税猶予の問題が出てくると思いますので、両者の間に入って、どうか市もうまくこの問題を調整していただきたいと思います。

次に、意見書が1件提出されていると答弁がありました。その内容についてお尋ねいたします。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

大きくは2点、要旨として意見が出されたということで承知しております。

一つ目は、農用地除外後の無秩序な土地利用を心配する意見、そしてもう一つが、農地がなくなることで雨水対策の重要性についての意見と、こういうことで承知しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

その意見に対してどのように考えてみえるか、お伺いいたします。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

簡単にお話しさせていただきますと、まず、無秩序な土地利用を心配する意見につきましては、農用地除外の時期につきましては、市街化編入と同時期になるというふうに聞いております。その市街化編入にあたっては、民間事業者と様々な視点から議論を行い、協議が整わない限りは除外できないものというふうに承知しております。

この協議の中では、市、お地元、それから民間事業者がしっかりと地区のまちづくりについて議論を行い進めていくこととなりますので、除外した後についても、地区に見合った土地利用が図れるものというふうに捉えております。

また、雨水対策については、現状の水田の保水機能である湛水分とともに、日光川への流出量

を踏まえ、必要な対策量を関係機関と協議した上で決めることとなりますので、開発エリアにおいて十分な対策量が確保されるものと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

先ほど三つ目の土田・上条地区以外の見直しの質問の中で、一場地区の位置づけについて答弁がありました。今回の計画で除外エリアに含まれていない土田地区北側エリアを始め、他地区の農用地除外について今後どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

農業振興地域整備計画は、農振法にもあるように、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランに則したものとしなければなりません。したがって、基本的に、上位計画における土地利用の見直しに合わせ、農用地の除外が必要となれば農業振興地域整備計画も見直していくこととなります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

久野議員。

18番議員（久野 茂君）

今回の農業振興地域整備計画の変更は、ご答弁にもあったように、土田・上条地区からの請願の提出に伴い、地権者等の意向を踏まえ順次進めている手続の一つと承知しております。大切なのは農用地除外後の適正な土地利用であり、開発エリアの地域のみならず市としても実のある開発にしなければなりません。そのためには、市、地元、民間事業者が除外後の土地利用の方向性をしっかり話し合って進めていくことが望まれます。

また、開発エリアの地権者の中には営農希望者がおみえになれば、代替地のあっせん等、営農意欲の維持も努めていただく必要があると思います。開発することと農業を振興することは相反するような部分もありますが、そのすみ分けが重要であり、開発を進めていくには欠かせないことと思っております。市始まって以来の大きな事業開発でございます。今後も地域の市の将来像

をきちんと捉え、その発展につながる取組をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、久野議員の質問を終わります。

次に、浅野議員の質問を受けます。

浅野議員。

< 5番議員（浅野 富典君）登壇 >

5番議員（浅野 富典君）

おはようございます。

議席5番、浅野富典でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に基づき、大きく次の2点について質問をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

まず、1点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備について質問をいたします。

国は、先に、「ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染を収束させる決め手になる。自治体と連携し万全な接種体制により、できる限り2月下旬までに開始できるように準備したい」としていました。しかし、その後も新たなスケジュールなどが表明されることから、国の動向を見極め、適切に対応する必要があると、このように思います。

そのような状況下においても、本市は、他の自治体に先駆け、1月中旬に早々と「ワクチン接種対策チーム」を発足させ、国の情報が少ない中で一日も早く万全な体制でワクチン接種が円滑に開始できるよう、手探りとは思いますが、着実に整備などを進められてきました。ご苦労さまでございます。

さて、本市のワクチン接種の準備状況については、先に説明を受け、また、2月10日に開かれた第1回臨時会の一般会計補正予算の質疑において当局から詳しく答弁がされておりますので、ここでは、臨時会以降の変更点や新しい取組などがあればお尋ねしたいと思います。

2点目は、路面清掃車による市道の清掃について質問をいたします。

雑草やごみのない清潔な道路や街並みの景観づくりは、本市の「清潔で美しいまちづくり」に欠かせないことと思います。本市の都市計画マスタープランの自然環境・都市環境の方針には、市民の環境美化に対する意識高揚が掲げられ、市民協働による道路・公園などの清掃や植栽など

を促進する環境づくりにおいては、公共施設などアダプト・プログラムに里親の役割の一つとして、「除草や空き缶など散乱ごみなどの収集」が規定されており、環境美化に対する取組が伺えます。市道の舗装や道路附属物の管理は、安全な道路環境を保全する上で必要なことですが、雑草やごみを減らすことも大切なことと思います。

そこで、次の2点についてお尋ねをいたします。

①市道の実延長距離は何キロになりますか。また、市道のパトロールは、何を重点にどのようにされていますか。

②旧清洲町では、路面清掃車により町道の雑草やごみの清掃作業が行われていましたが、本市において路面清掃車により市道の清掃を行うお考えはありませんか。

以上、大きく2点について一般質問をさせていただきます。答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、1の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。ご質問についてお答えをいたします。

2月10日の議会臨時会以降の変更点としまして、2月14日にファイザー社のワクチンが承認されたこと、そのワクチンは16歳以上が対象者となり、妊娠中の方については慎重に判断することができるよう努力義務を適用しないこととなりました。

市の接種体制の変更点としましては、65歳以上の高齢者のワクチン接種につきましては、接種会場までシャトルバスで移動することと説明をさせていただきましたが、要介護者や障がいをお持ちの方でバスの乗車が難しい方につきましては、直接、接種会場に行っていただく場を別途設けることの検討を重ねております。

また、高齢者で施設に入所されている方々につきましては、外出による感染のリスクが高いこと、また、移動が困難な方も多くいらっしゃいますので、施設内で接種ができるよう検討を進めております。

このワクチン接種につきましては、国からの通知も日々変化をしていく状況です。そのような状況下においても最新の内容を把握し、精査をしながら進めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

ただいまは第1回臨時会以降の高齢者や妊娠中の方に配慮する接種体制の変更点などについてご答弁を頂きました。他にも変更点はあると思いますが、私が思いますところの3点について一括して質問しますので、それをまとめてご答弁をお願いしたいと思います。

1点目でございますが、65歳以上と16歳以上の年齢のこの基準日はいつですか。

それから、2点目でございますが、ワクチン接種は住民票がある地域で受けるのが原則ですが、例えば、市外に下宿する学生や単身赴任者などやむを得ない事情がある場合は他の地域での接種が認められます。そのためには事前に届出をして証明書をもらう必要があると、このように聞いておりますが、どちらの自治体でどのような証明をもらうことになるのでしょうか。

それから、3点目、これは重要なことだと思うんですが、本人の意志でワクチン接種を受けなかった人が、市が設定し、本人が接種できる期間を過ぎ新たに希望される場合はどのような取扱いになるのでしょうか。この3点について、一括してご答弁願います。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

1点目の質問ですが、65歳以上、16歳以上などの方の基準は、令和4年3月31日の満年齢に基づき接種券の発行などは行いますが、16歳以上については、接種日時点で満16歳以上の方が接種の対象となります。

②番についてですが、事前の申請は接種を希望する医療機関が所在する市町村に住所地外接種届出済証の申請を行い、発行をしてもらう必要がございます。郵送や対面で行う他、今後、接種総合案内サイトコロナワクチンナビが構築されている市町村ではパソコンなどで申請を行う方法もございます。

3番目の質問ですが、国の自治体説明会のQ&Aには、接種の期限を設け、それ以降の接種ができないことは適切ではないという回答がされております。それぞれの接種対象時期に接種券を発送し勧奨は行いますが、時期を過ぎても接種はできることとなっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

ありがとうございました。

他にもお聞きしたことはございますけれども、後にもまだ何か質問があるようでございますのでこれでやめさせていただきますが、職員の皆さんにおかれましては、日々刻々と国の対策が変化する中で情報を的確に見極め、適切に判断することが求められ大変だとは思いますが、今後もワクチン接種のことだけでなく、市民の皆様の生命・健康などを守るため、市長を始め職員が一丸となって新型コロナウイルス感染対策にあらゆる面で努力していただきたいことをお願いし、コロナに対する1点目の質問を終わります。

ありがとうございました。

2点目のほうをお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課長、松村です。よろしく申し上げます。

①の市道の実延長距離、市道パトロールの重点事項についてお答えします。

市道の実延長距離は、令和2年3月末現在で約355キロメートルになります。

道路パトロールにつきましては、職員や土木作業員3名によって、通行車両の安全性の確保や道路や防護柵の破損、側溝の保全等を重点的に適正な管理を目的として行っております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

約355キロメートルということですが、大変な距離であると思いますが、その市道を職員と土木作業員3名でパトロールするというのは、これは全部をやるわけじゃないと思うんですが、大変なことと思います。

そこでお聞きしますが、その中の全市道の中で主要な市道、1級路線というのがあると思うんですが、その実延長距離と道路パトロールの際に道路の雑草やごみはどのように取り扱われていますか、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

主要な市道、1級路線の実延長距離は、約17.1キロメートルになります。

また、パトロールにおいて道路上のごみや雑草につきましては、適宜回収をして処理を行っております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

ありがとうございました。

それでは、先ほど道路パトロールの際、道路、それから防護柵や側溝の保全などを重点に適切に管理していると、このようなご答弁を頂きました。それでは、関連して恐縮なんですけど、市内には支柱やミラーの面が老朽化し、見にくいカーブミラーがありますけれども、そのミラーを交換するなどの修繕の必要があると思いますが、どのように管理されておられますか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

カーブミラー等のそういった道路施設につきましては台帳にて管理をしております、その台帳を見ながら適切な交換等をさせていただいております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

カーブミラーですが、これはドライバーの運転を補助し、安全を確保していると思いますので、道路パトロールを補完する町内などからの指摘や要望に応じて、早く適切に管理されるようひとつ要望しておきますので、よろしく願いいたします。

②をお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、②の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

②の路面清掃車による市道の清掃実施状況についてお答えさせていただきます。

道路パトロールにおいて、道路上のごみや雑草を回収していますので、路面清掃車による市道の清掃を行う考えはございません。

以上になります。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

今、理由と清掃を行う考えはないということでございましたが、その理由と旧清洲町において路面清掃車による町道の清掃作業を行ってございましたけども、この件はご存じですか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

路面清掃車を用いて清掃ができると思われる道路につきましては、清掃時に沿線の民家に清掃車が接触しないような車道と歩道が分離されている歩道のあるような道路が対象になるかと思ひまして、また、低走で走行することにより渋滞が発生しないような道路になるかと思ひます。このため、先ほどご質問がありました主要な市道の約17キロメートルが路面清掃車の対象路線になると考えます。これは市道全体の約4.8%にあたるため、路面清掃車によらず、土木作業員による清掃を行いたいと考えております。

また、清洲町時代に路面清掃車により清掃が行われていたことは、私は承知をしております。

以上になります。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

路面清掃車が活動できるのは主要な市道で、距離が約17.1キロと市道全体の約4.8%にすぎないので、土木作業員3名などで管理をしていきたいと、このような答弁だったかと思ひますが、冒頭のほうでも申し上げたように、道路パトロールは市道全部を管理するものでございまして、主要な道路だけを管理するものではないと、このように思ひます。

現在の道路パトロールは、私が見るには、主に人の手、力、人力、これによるところが多いの

ではないかなと、このように思います。したがいまして、安全、清潔な道路環境の保全を図るにはおのずと限界が見えてくるのではないかなと思います。

そして、先ほど答弁のありましたように、旧清洲町では、路面清掃車により雑草やごみが減り住民に大変喜ばれておりました。仮に本市が導入する場合の路面清掃車は、私、思うんですが、国産の高級車より少し価格が高いぐらいの車両かと思います。その他に年間を通じまして運転手の人件費やら消耗品などが必要になりますが、導入するだけの効果は期待できると、このように思っております。また、路面清掃車は道路だけじゃなくて、例えば駐車場の清掃とか、そういうところにも活用できるんじゃないかと、このように思っております。

したがいまして、改めてお聞きしますが、導入に向けて調査・研究・検討をされるお考えはございますか。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

議員言われるように、一度調査・研究してみたいと思います。

以上になります。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

最後になりますけれども、最後まで検討という言葉が出てまいりませんでした。非常に残念に思います。

今、市民通報システムというのもありますよね。その市民通報システムの要望も多くあります。そうなりますと、土木作業員が市民通報システムに迅速に対応する体制を確立するためにも、ぜひ、路面清掃車の導入に向け調査・研究、最後の言葉ですが、検討をされるように申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、浅野議員の質問を終わります。

次に、富田議員の質問を受けます。

富田議員。

< 3番議員（富田 雄二君）登壇 >

3番議員（富田 雄二君）

議席番号3番、清政会、富田雄二でございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、認知症施策のさらなる推進についてでございます。

我が国の認知症の人の数は2015年推計で約525万人、高齢者の約7人に1人の割合であったのが、団塊の世代が全て75歳となる2025年には730万人まで増加すると見込まれています。中でも、85歳以上となると2人に1人は認知症を発症すると言われております。本市においても、認知症患者は2017年でMCI（軽度認知症）を持つ人も含めて4千416人と推定されており、高齢者人口の増加に伴い、年々増加していくものと思われま

す。そのような中で、厚生労働省は「認知症施策推進大綱」を2019年に取りまとめ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」と、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという「予防」を車の両輪として施策を推進していくとしています。こうした厚生労働省の取組は、認知症患者を地域社会の中で支え、地域に委ねる方向にシフトしており、今後ますます各自治体の負担が増大し、その対応が迫られるものと思われま

す。しかしながら、本市においては第8期介護保険事業計画（案）の中の住民アンケートでは、認知症相談窓口の認知度は27%、認知症サポーターの知名度は38%となっており、まだまだ認知症に対する市民の理解を十分得ているとは言えません。認知症になっても地域の中で安心して暮らしていくためには、全ての住民が認知症に対して正しい知識と理解を持ち、本市の認知症施策のさらなる推進が必要であります。

そのような中で、本市は第8期介護保険事業計画の中で地域包括支援センターを増設し、相談事業等を拡充し、機能の強化を図るとしており、今後の支援の充実を期待するところであります。

そこで、今後さらに増加する認知症患者及び介護者に対する本市の支援について、幾つか質問させていただきます。

①昨年4月に済衆館病院が「認知症疾患医療センター」に認定されましたが、この「認知症疾患医療センター」の役割について

②認知症家族介護者の負担軽減への取組について

③高齢者が身近に通うことができる地域サロン教室など、「通いの場」への参加が認知症予防対策の1つではありますが、本市の活動状況について

④認知症高齢者の地域での見守り体制について

⑤認知症高齢者の徘徊による事故救済制度についての考え

以上でございます。よろしくご答弁お願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

①のご質問についてお答えいたします。

認知症疾患医療センターは、認知症患者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援の一つとして、2次医療圏ごとに県が指定する病院に設置するもので、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、周辺症状への対応等について相談を行う専門医療機関で、基幹型・地域型・連携型と三つに分類されます。

済衆館病院は連携型センターとなっており、専門医療相談、認知症の鑑別診断と治療、周辺症状及び身体合併症への急性期対応、かかりつけ医等への研修会の開催、情報発信の役割を担っています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。

認知症というのは誰でもがなり得るものであり、身近なものとなっております。私事で申し訳ございませんが、私の母も認知症がかなり進んでおりまして、済衆館病院のほうに通っておるわけですが、認知症検査の中の一つに脳の血流を見るスペクト検査というのがありまして、スペクト検査をする機器は済衆館病院にはございませんで、名鉄病院のほうで検査をして、そのデータをもらってきてほしいと、そのように言われました。

他にも済衆館病院にはいろいろあるんですが、主治医の先生もおっしゃっていましたが、済衆館病院は、認知症疾患医療センターに認定はされたが、検査機器も充実しておらず、人材も不足しており、経験も乏しいと、そんなふうに言われておりました。

今の答弁で済衆館病院は連携型のセンターということで、独自の検査機器は持たず、周辺の医療機関と連携体制を確保した認知症疾患医療センターだということは理解いたしました。しかしながら、本市の第8期介護保険事業計画の住民アンケートの中にも、住民の意見として認知症の診断及び診療ができる医療機関の充実、これが上位に上がっております。この医療機関の充実というのは、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠でございます。済衆館病院はその役割を担っていただきたいというふうに思っております。

今後、認知症患者がますます増えていく中で、済衆館病院が今のままの最低の保険をクリアしただけの提携型の認知症疾患医療センターの位置づけでよいのでしょうか、私は疑問であります。確かに済衆館病院は民間病院でありまして、認知症疾患医療センターに認定されてまだ1年もたっておりませんが、この制度の国の補助金も受けられております。ましてや、目的は違いますが、2次救急ということで本市の補助金も受けております。本市としても意見を言える立場にあると私は思っております。本市の要望として、このような連携型のセンターではなく、基幹型センターへの体制づくりのために、例えば、検査機器の導入を進めたりですとか、人材の確保であったりとか、何か済衆館病院のほうに働きかけるようなことはできないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

済衆館病院では、認知症疾患医療連携協議会を開催しておりますので、そちらのほうには尾張中部圏域の2市1町の行政、地域包括支援センターの職員、かかりつけ医等が参加して連携を図っておりますので、そうした機会の中で本市の状況や市民ニーズ等をお伝えすることができるかと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

そういう機会があるということですので、ぜひとも市民の意見なんかを言う機会がございましたら、ぜひとも発信していただきたいと、そういうふうに希望いたします。

次、2番のほうをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

②のご質問についてお答えいたします。

現在、地域包括支援センターへの委託事業として、認知症のご本人とご家族が集う場、また、家族介護者がリフレッシュしていただける場として、「家族介護者交流カフェ&オレンジカフェ」、ペガサス春日、清洲の里でも、日頃の介護で悩んでいることを相談できる場として「福祉カフェ」を開催しております。

また、認知症初期集中支援チームとして、複数の専門スタッフが認知症やその疑いがある方とその家族を支援し、必要な関係機関と連携を取りながら、住み慣れた地域で自立して生活できるようサポートしています。

今後、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画では、日常生活圏域を4圏域、地域包括支援センターを2か所に増設し、認知症の対応についても、身近な場所で、よりきめ細やかな支援を推進していきます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

こういうデータがあるんですね。警察庁によりますと、2013年から2017年の5年間で、介護・看病疲れを動機とした殺人事件及び未遂事件を含めて212件発生しております。また、介護する人の自殺者も、2013年から2018年の6年間で1千444人あったというふうに発表されております。

今後、認知症介護を含め、こういった介護疲れによる悲劇はますます増えると思われま。本当に家族介護者というのは、精神的にも、肉体的にも、また経済的にもかなりの負担を抱えております。先ほどの答弁で、本市においては家族介護者交流カフェ及び福祉カフェを実施されているということですが、これは誰もが参加できて、また相談に行けるというわけではございません。私も一度参加させていただきましたが、人に話すことによってストレスの軽減だったり、情報の共有であったり、それなりに得られることはございましたが、私ら介護者の一方的な状況報告を

発表ただけで、私としては、支援員さんとスタッフがもう少し個々に寄り添ったアドバイス等の支援があったらなど、そんなふうに感じました。

また、現在、家族の介護や看護によって年間約10万人の人が介護辞職をしていると言われております。そうしたことを防ぐために、働きながら介護をしている人たちに対して、スーパー・商業施設等で相談窓口を設置したりしている自治体もございます。

そこで質問ですけど、本市としては、仕事と介護のこういった両立に向けて何か取り組まれていることはございますでしょうか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

本市におきましては、家族による介護負担が大きくなるように、地域包括支援センターの総合相談窓口やケアマネジャー等にご相談していただくとともに、必要な介護サービスを利用していただけるよう啓発のほうをしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

相談窓口を開いておられるということですが、働きながら介護をしているという人というのは、今、言われた相談窓口には行けません。そういう人たちのためにも地域包括支援センターを例えば土日に開所したりですとか、企業・ハローワーク等と連携して介護辞職を防止したりとか、いろんな取組が考えられると思うんです。

また、家族介護者の経済的負担を軽減するために介護慰労金というのを支給している自治体が多くございますが、本市としてはそんな考えはございませんでしょうか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

介護慰労金につきましては、現在、本市では行っておりません。介護慰労金の主なものとして、要介護4及び5に認定された方が1年以上、介護サービスを利用しなかった場合に、その家庭に慰労金として年10万円程度支給されている自治体がございます。本市では、重度の要介

護者に対しては適切なサービスが提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

先ほど申しました介護辞職の件もそうですが、親の介護のために給料を減らしてまで近くの会社に転職せざるを得ない人とか、現状では特養なんかも非常に待ってもなかなか入れないような状況であって、そういった家族にとっては本当に経済的にも大きな負担がかかっております。

また、一方で、認知症であることを誰にも知られたくないだとか、他人を家に入れたくないだとか、家族以外の介護を拒否しまして、在宅での介護を選択し介護保険サービスなんかを使わない家族もございます。そうした地域の中に埋もれて、ひっそりと高齢の認知症の家族の面倒を見ている人たちが、先ほど冒頭にもお話ししましたような悲劇を生まないためにも、何らかの形で私は行政と関わっていくことが大切であると、そういうふうに思います。そうした在宅介護者への訪問相談なんかも一つだと思います。そういったことを充実させて、家族介護者の負担を少しでも減らしていただきたいと、そういうふうに要望いたします。

もう一つお聞きしますが、こうした在宅介護への支援のほかに訪問介護、通所介護、これはデイサービスのことですが、本市は、認知症の人を特定した認知症対応型のデイサービス、こういう提供事業所がございません。こうした事業所の誘致というのは今後考えられておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

認知症対応型デイサービスの事業所はございませんが、認知症の方も通常のデイサービスに通っていただいている状況がございます。そちらのデイサービスのほうで日常生活支援や介護サービスを提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の向上を図っています。

今後は事業所の参入意向や市民のニーズの方の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

今、言われたように、今後、市民ニーズを的確に把握していただいて検討していただきたいというふうに思います。

次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

③のご質問についてお答えいたします。

市で実施している介護予防事業は、脳トレーニングに取り組む「チャレンジ教室」、身近な地域で実施している「いこまいか教室」の他、市全域の方の運動を目的とした「やろまいか教室」、介護予防に関して学習し、地域活動に参加していただくことを目的とした「げんき大学」を実施しています。教室に参加すること、住民同士の交流の場となることで介護予防、認知症予防の効果が期待できます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

私の住む地域は、今、言われた「いこまいか教室」の他に「らくらく教室」とかいうのを実施していますが、この「らくらく教室」というのはどんな教室なんですか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

「らくらく教室」は総合事業が開始されます平成28年度まで地域で開催していた介護予防事業の卒業生が実施している自主グループの教室になります。地域の皆様が主体となって運営し、現在16か所で実施しておりまして、そちらのほうには愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修を受講された健康づくりリーダーが運動指導者となっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

先ほどの「いこまいか教室」は市の負担、いわゆる無料で実施されていると思うんですが、私の地区の「らくらく教室」、これは参加者の人が講師代を皆さんが集めて、独自で講師の方にお支払いしているという状況でございますが、今、言われたように、「らくらく教室」というのは自主グループの教室だということで、市としてはこうした教室への支援というのはなされていないんですか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

「らくらく教室」のほうは、市民の皆様が主体になって実施している自主グループでして、教室の運営はグループにお任せしております。参加のできる方が地域の方に限定されているグループや会場使用料を必要とするグループなど様々でございます。市としましては、指導者である健康づくりリーダーへ年2回フォローアップ研修を実施するとともに、教室へ専門職を派遣するなどの支援を図っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

これは余談になるかもしれませんが、高齢者に限ったことではございませんが、認知症予防に関してはスポーツの中ではゴルフが非常によいというふうに言われております。これは実証実験もされておりまして、自然の中を歩くことで体のバランスとか体力の向上による健康増進、またスコアを数えたりだとかコース戦略を考えたりすることなどで記憶力の向上、また、同伴者の人と交流によってコミュニケーション能力の向上など、様々な効果が期待できます。

先日の中日新聞の記事にもありましたが、このコロナ禍においてはゴルフの需要が非常に高まっておると、そんな記事もございました。お年寄りには身近なスポーツとしてグランドゴルフも同じような効果が得られるのではないかと私は思います。本市としても、ゴルフとか、こういったグランドゴルフを通じて、認知症予防及び健康づくりを推進してはどうかと提案させていただ

きます。

次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

④のご質問についてお答えいたします。

地域での見守り事業として、清須市すぐメール配信事業、徘徊高齢者登録事業、配食サービス事業、高齢者見守り活動協定事業、福祉カフェ、認知症サポーター、キャラバンメイト研修、本年度からパトロールDOGS事業等を実施しております。

市民の皆様が認知症を正しく理解していただけるよう、認知症サポーター養成講座の充実を図るとともに、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトのフォローアップ研修の中で手助けできることを話し合い、地域の見守りや認知症カフェ、サロンなどへの参加を推進しています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。

このところ、市の同報無線で行方不明者の搜索依頼が流れるのを私はよく耳にしますが、2019年に警察に届出があった徘徊による行方不明者が何と年間1万7千人、それだけの人がいるということでございます。

認知症高齢者の見守り事業としては、各自治体はいろんな取組をされております。本市としても、今、言われたように数々の事業をされております。大変ありがたいことでございますが、今、言われた中でも、認知症サポーターの方が愛犬と一緒に地域の見守りをするパトロールDOGS事業ですか、これは本当に大変いい取組だと思います。聞くところによりますと、まだ登録者数が僅かだということですので、もっともっとPRしていただいて広めていっていただきたいなというふうに思います。

私、特にひとり暮らしの高齢者が認知症の疑いがあった場合、果たして行政の手が届いているのか心配でございます。地域の民生委員、また自治会の役員、また近所の人たちが認知症を正しく理解し、地域で認知症の人を支えることができるような見守りネットワークを確立することが必要であると思っております。本市は毎年、認知症サポーター養成講座を実施しまして、小中学生の方を含めての養成数も増えておりますが、認知症サポーターの数を増やすばかりが問題じゃなくて、これも非常に大事なことだと思いますが、こうしたサポーターの人が地域でいかに活躍できるか、そういう場を提供することが必要だと思っております。これはいろんなアイデアが出てくると思うんですよね。だから、地域包括支援センターの人ともいろいろ連携していただいて、こういった見守り体制の強化をしていっていただきたいと、これは要望だけにしておきます。

次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、⑤の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

⑤の質問についてお答えいたします。

認知症等個人賠償保険に加入している自治体は、検討中を含め、県内では約3割程度です。今後、他自治体の動向を見ながら、救済制度の導入を検討していきます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。

皆さんご存じのように、2007年に大府市のほうで認知症患者が線路に入ってしまい、この方は亡くなられたわけですが、電車をストップさせてしまい、残された家族が莫大な補償金を請求されたという事件がございました。これは最高裁のほうでも、JR東海の720万円の損害賠償は家族には責任はなしというふうにはなりましたが、今後の認知症患者の第三者に対する賠償責任問題が課題となりました。

現在、民間保険を使った事故救済制度を導入している自治体は全国で50以上ございます。これは年々増加しております。名古屋市も昨年、「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」という形でこの事故救済制度を導入いたしました。また、最近では、蟹江町でも、令和3年に導

入に向けて予算計上したと先日の新聞記事でもございました。また、今朝の新聞を見たら、稲沢市も同様な予算計上をされたという記事がありました。本市は、他市町に比べて鉄道の駅も多く、先ほど言いましたような事故がいつ起きてもおかしくはないという状況でございます。今後、今のご答弁で導入を検討されるということですので、あえて再質問いたしません、こうした徘徊のおそれのある認知症高齢者の保護、また家族介護者の負担軽減のためにも、ぜひともこの事故救済制度を導入していただいて、公費での保険料負担を考えていただきたいと切に思うところでございます。

最後に、コロナ禍においては、高齢者の方は本当に家に閉じ籠もりざるを得ない状況でございます、ますます認知症リスクが高くなると思われま。高齢者を含め、全ての人が慣れ親しんだ地域において安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、本市は第8期介護保険事業計画の中で地域包括支援センターを増設するとあります。これは人材の確保であるとか資質の向上など、今後、課題はございますが、こうした認知症高齢者、また、それを介護する家族介護者に真に寄り添った支援、これのさらなる推進をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、冨田議員の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時52分 休憩 ）

（ 時に午前11時05分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、松岡議員の質問を受けます。

松岡議員。

< 1番議員（松岡 繁知君）登壇 >

1番議員（松岡 繁知君）

議席番号1番、清政会、松岡繁知です。

議長のお許しを頂きましたので、通告どおり質問させていただきます。

私からは、本市の観光振興の将来像及び現在の取組について質問をさせていただきます。

本市は、例年、尾張西枇杷島まつりを始め清洲城信長まつり、商工会主催の産業まつりを通じて地域振興や市民の交流を図ってまいりました。1年前に国外で端を発した新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に様々な業種で深刻なダメージを受けており、政府・自治体の支援策でも支え切れないケースの増加が懸念されているところです。

また、市内に目を向けますと、冒頭で触れた恒例行事の中止判断につながり、一部の市民からは落胆の声も伺っております。とはいえ、このイベント等の中止については、私は市民の命を守る上で正しいご決断であったと考えております。これまでに市内で大きなクラスターの発生がなかったことは、市民ご自身の予防対策もさることながら、先のような市長のご決断の成果であると認識しております。この場をお借りして敬意を表したいと思います。

さて、観光分野に目を移しますと、一時期は「Go To トラベル事業」によって、国内観光が回復基調に乗りかけたこともありましたが、第3波のはやりを受けた事業の一時停止や緊急事態宣言の発令・延長により、再び業績は低調となっているようです。本市の場合、本格的な観光地に比べれば影響も限定的ではないかと思っておりますが、観光を取り巻く状況が停滞している今だからこそ、コロナとの共存やアフターコロナも見据えて、今から準備できることもあるのではないかと考えております。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本市の観光分野ではどのような影響が出ておりますでしょうか。

②観光・産業振興に関する中長期的な目標を教えてください。

③この目標の実現に向けた現在の取組やその進捗状況を教えてください。

以上となります。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田でございます。よろしくお願いたします。

1つ目の質問に対してご答弁申し上げます。

市内の代表的な観光施設として、清洲城及び麒麟ビール名古屋工場の入場者数の直近2年度間の推移をお答えいたします。

まず、清洲城ですが、令和元年度の入場者数は6万3千334人、令和2年度は1月末時点で

2万7千104人でございます。

次に、キンビール名古屋工場ですが、令和元年度の入場者数は約10万人、令和2年度は1月末時点で918人でございます。

いずれの施設も観光客の自粛傾向やコロナ対策としての閉館措置の実施、入場制限などにより、年間実績は前年度実績を大幅に下回る見込みです。

また、清洲城の物販施設である清洲ふるさとのやかたでの売上額を見ましても、令和元年度は約1千260万円、令和2年度は1月末時点で約580万円となっており、施設入場者数と連動して実績は低調なものになる見込みです。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁で、閉館した期間があるとのことでしたけど、具体的にどれぐらいの期間を閉館していたんでしょうか。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

清洲城につきましては、令和2年3月5日から同年5月末日までの期間、キンビール名古屋工場につきましては、令和2年3月1日から同年9月末日まで及び令和2年11月20日から現在までの期間について閉館しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

清洲城は約3か月間で、キンビール工場に関しては10か月以上、今現在も閉館ということなので、いろいろ影響等が出ている状況ではありますが、開館時に関してですけど、清洲城ではどのようなコロナ対策を行っていましたでしょうか。

議 長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

清洲城では検温、手指消毒、それから氏名・連絡先の記帳、施設内でのソーシャルディスタンスの確保及び管内店員を50名として運営しております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

清洲城並びにキリンビール名古屋工場が閉館並びに来場者が減ることによって、本市もやはりコロナによって観光面での経済的な影響というのが出ていると思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

議 長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

統計的な数値というのは把握しておりませんが、清洲城を始め観光施設への来場者やイベント中止による観光客の減少によって、観光消費の落ち込みが見られるというふうには捉えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

先ほどの答弁の中でもありましたけど、観光消費の落ち込みということで、観光施策はコロナ感染対策と観光消費を通じての事業者の生活を守るという両面を考えなければならないと思っております。今現在、こんな状況になって大変もどかしい限りではありますが、今だからこそ、このコロナ禍があけた後の観光産業を見据えて取り組んでいくことが強く求められると思いますので、そのことを踏まえて次の質問に移ります。

次にお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

②の質問についてお答え申し上げます。

本市では、令和2年度から3か年にわたり、国の地方創生推進交付金を活用して中小事業者の稼ぐ力の創生と稼ぐ力を高めるための観光・産業活性化プロジェクトに取り組んでおります。

本事業では、地域が観光で潤っていない現状について、観光地としての魅力不足、観光消費の低迷、市内事業者の活動衰退の悪循環が課題であると仮説を立て、令和4年度末までに地域が観光消費で潤うための仕組みづくりを構築することを目指しております。

ご質問の観光・産業振興に関する中長期的な目標につきましては、中期的には、観光消費で稼ぐ仕組みづくり、長期的には、観光消費で稼ぐ仕組みの稼働によって収益性の確保を目指してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の令和2年度から3か年にわたって行ってきた地方創生推進交付金の活用ということなんですけど、もう少し具体的に教えていただければと思います。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

具体的な取組内容につきましては、主に2つの側面に分けて構成しております。

まず、1点目ですが、周遊観光モデルの構築でございます。

具体には、周遊ルートやストーリーの構築、観光協会、ホームページの全面リニューアルやPR動画、観光情報冊子の作成などにより、若い世代にも届くような施策となるよう内容を検討中でございます。

2点目ですが、清須ならではの特産品開発です。

具体的には、定番グルメの開発や新規特産品の開発を通じて、本市を訪れた観光客の観光消費

を促進することを目指しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

この本事業を進めていく中で、市内事業者と民間の方々を取り込む必要があると思うんですけど、何か具体的な協議の場とかというのは設けてはいるんでしょうか。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

本事業では、会議体を設置しまして、商工会や観光協会の会員事業者、そして観光ボランティアや公募市民の方々とともに課題や目標を共有しながら推進しております。

具体には、観光協会会長や有識者などで構成する本部会議を設置し、協議会の方針や総括を行う場と位置づけており、その下に商工業者、観光ボランティアや市民有志などで構成する分科会を2つ設置しまして、観光振興と産業振興に分けて具体的な協議を進めております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

幅広い方々を巻き込んでの協議の場ということで進んでいるというふうに考えますので、これからも具体的な協議を進めていけるようによろしくお願いします。

次の質問をお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、③の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

目標達成のためには、まず、観光客の方に本市の魅力を知っていただく情報発信が必要で、次に周遊ルートの設定を始めとする滞在の仕組みづくり、そして購入したくなるような特産品の開発が求められます。そこで、本年度は、周遊ルートやストーリーの設定、定番グルメの開発スキ

ーム等の整理を進めております。

また、地方創生事業とは別に、今年度、清洲城とあいち朝日遺跡ミュージアムの間に整備しました遊歩道を活用した親子参加型の謎解きイベントを予定しております。このイベントは、親子が屋外を周遊する形で行うもので、三密回避などのコロナ対策の立てやすさを意識して企画したものでございます。

加えまして、C o C o 壺番屋及び地元企業とのコラボ商品である清洲城信長ポークカレーの第2弾としまして、観光協会より新たにビーフカレーを発売する予定でございます。

これらについては、いずれも3月中旬の実施・発売を予定しております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

新しく商品を開発することなんですけれども、現在、本市には特産品というものがありませんでしたら教えていただけないでしょうか。

議 長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

観光協会の主立った特産品になりますが、ただいま答弁申し上げました清洲城信長ポークカレー、それから土田カボチャのアイス、それから清洲城の御朱印帳などがございます。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

まだまだいろいろ商品を開発できると思いますので、今後とも力を入れていていただきたいと思います。

先ほど私の一番最初の質問にありました本年度は多くのイベントが中止ということになりました。市民の方々の落胆の声を伺っているのですが、そこに対してどのように取り組んでいこう

かというお気持ちを教えていただければと思います。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

大規模なイベントの開催につきましては、その判断時期に活用できる情報を基に、今後も全市民的な視点で開催判断を行うことになっていくというふうに考えております。

一方、ただいまお話をさせていただきました謎解き親子イベントのように、屋外での移動を伴う方式でコロナ対策を取りやすいものについては、できる限り実施に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

やるにあたって、やはり商工会、観光協会といった事業者との協働体制をつくっていくことが一番大事なんじゃないかと思います。その辺の人との取組についてどのように進んでいこうかとお思いでしょうか。

議長（成田 義之君）

石田次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

本事業の計画と推進につきましては、先ほどお答えしました会議体というものがございまして、その会議体でお話をして進めていく。

それとは別に、今後、グルメ開発とか機会を捉えて個別に商工会へ協力を依頼するなど、ものによっていろいろと関係機関と連携を持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

松岡議員。

1 番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

私はですね、観光振興の盛んな市町は地域の人の活力や交流、そして、地域経済の発展などの機運の高まりに大きく関わってくると私は感じております。今後、本市だけではなく、国全体でコロナ禍明けの経済復興が重要課題とされていく中で、前文でのG o T o トラベルの再開やその他のG o T o キャンペーンの再開が期待されているところです。

市長の施策でも掲げる魅力に満ちた活力のあるまちをつくるを達成していくためにも、コロナ禍の環境変化を好機と捉え、商工会や観光協会の会員事業者様とのセッションの増加や本市の強みとする観光資源などを次代世代に合うようリメイクしていくよう、そして、旧町の枠にとらわれない関係性を育みながら、観光産業の活性化を次の段階へ押し上げてほしいと感じております。

その上で、行政の旗振りに強く期待したいと感じております。いろいろと行政にも意向があると思いますけども、事業者側の意向とも折り合わせながら、ぜひ目標達成に向けて邁進していただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

議長（成田 義之君）

以上で、松岡議員の質問を終わります。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 12番議員（林 真子君）登壇 >

12番議員（林 真子君）

議席番号12番、林 真子でございます。

議長のお許しを頂きましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は2問でございます。

1点目、国の3次補正・2021年度予算案を受けての本市の対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策の強化などを柱とする2020年度第3次補正予算が1月28日に成立をしました。一般会計の追加歳出2兆8千353億円のうちコロナ感染拡大対策に4兆3千581億円、その他、医療体制の強化に1兆3千11億円の増額、「地方創生臨時交付金」に1兆5千億円の積み増し、生活支援として緊急小口資金などの経費に4千199億円が計上され、申請期限は3月末まで延長をされました。この他、防災・減災、国土強靱化に関する公共事業に1兆6千532億円、また、不妊治療の助成制度の拡充に370億円など、子育て支援策なども盛り込まれています。

また、2021年度の予算案にはコロナ対策に加え、少人数学級の実現や中小企業支援策、デジタル改革、脱炭素化社会への取組など様々な事業が盛り込まれており、3次補正と合わせた「15か月予算」として財政需要に切れ目なく対応できるものと期待をされています。

この予算案を受けて、実施主体となる自治体の取組が重要となります。様々な事業の中でも、特に子育て支援策とSNS等を活用した相談体制の強化について、本市の見解と対応について伺います。

①不妊症、不育症への支援事業

②産後ケア事業の拡充

③多胎妊産婦への支援の強化

④若年妊婦、父親に対する相談事業

⑤SNS相談事業への取組。これは、ひとり親・ひきこもり・自殺防止対策等でございます。

大きな2つ目といたしまして、公共施設等のバリアフリー化整備計画策定についてでございます。

バリアフリー法は2006年に成立し、ユニバーサルデザインを標榜し、建築物と移動・交通機関を一体的かつ連続的に整備するというものでしたが、その後も様々な課題が指摘されてきました。全国的に見ると、公立小中学校の校舎ではトイレは3分の2、段差も校舎内で6割、体育館ではトイレは3分の1、段差も館内では6割が解消されています。しかし、今後のバリアフリー化の計画や方針がある市区町村は15%に満たないとされています。

今年の4月に改正バリアフリー法が施行されますと、既存の学校にも改善の努力義務が課せられます。加えて、公立小中学校はほとんどが災害時の避難所に指定されており、高齢化に優しい避難所づくりは待ったなしの状況にあります。また、学校に限らず、障がい者の方々からは、イベントなどに使える施設が少なく、多目的ホールなどの施設のバリアフリー化を求める声が挙がっています。

本市では、公共施設個別施設計画に基づき計画的に施設の整備がされておりますが、バリアフリー化に関しての計画は策定されておりません。障害者基本計画の中には施策として挙げられていますが、更新や改修時にバリアフリー化を含めるという表現にとどまっています。優先順位、また、優先箇所を決め、当事者の方々の意見を取り入れながら計画的に進めていただきたく、見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①のご質問についてお答えをいたします。

不妊症の方に対し、市では、愛知県一般不妊治療費助成事業を受け、一般不妊治療に対して助成事業を実施しております。愛知県が令和3年1月1日からの適用として要綱改正を行ったことに合わせ、本市においても、対象者を戸籍上の夫婦から事実上婚姻状態にある男女に、また所得制限の撤廃を行い、対象者を拡大して助成制度を実施しております。

また、不育症の方に対しては、国が新たに実施する不育症検査費用助成事業について、令和3年度に愛知県が実施に向けて予算計上しております。実施方法などについてはまだ明確になっておりません。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

国・県に合わせて取り組んでいただけるわけですが、この不妊症のほうの助成ですけれども、現在、申請件数ですとか、どのような状況になっていて、これが今回対象が拡大されたことによって、どのぐらいの増加を見込んでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

議 長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

一般不妊治療の件数ですが、平成30年度が59件、令和元年度が71件、今年度につきましては2月末までで33件となっております。

毎年3月に年間の治療費を合わせて申請される方が多くいらっしゃいますので、3月だけで30件から40件ございますので、昨年と同様、合計すると60から70件になると思われれます。

また、所得制限などを撤廃して件数がどのぐらい変わるかというところですが、他市が同様の所得制限を撤廃した状況での件数の増加を清須市の人口に当てはめると、2から3件ぐらい増

加するかと思われます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

所得制限があったということで、仕事をしながら、いろいろ不妊の治療に通われていた方もいらっしゃると思いますので、国を挙げての制度ですので、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。

あと、1点、不育症の検査に関しては新しい事業になると思うんですけども、これまで不育症に関しての何か相談とか窓口に来たことがあるのか、また、もう一つ、新しい事業ということで、この事業についてどのように今後周知されていくのか。

まだ先ほど細かいことが分からないとおっしゃってましたが、やっていただけるといいますので、その件を少しお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

ご相談に関しましては、今年度1件、こういった制度がございますかということでご質問はありました。

今後につきましては、愛知県のほうが事業をどのように実施していくのかによって、市が何をしなければいけないのかというところをまた見て、実施をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②のご質問についてお答えをいたします。

産後ケア事業は、出産後の母親や乳児に対して心身のケアや育児のサポートを行うものです。病院、助産所で宿泊による休養の機会の提供を行う宿泊型、日中来所により支援を行うデイサービス型、利用者の方に自宅に赴くアウトリーチ型があり、当市では平成30年度より宿泊型、アウトリーチ型の事業を実施しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

平成30年度からいろいろ行っていただいております、お母様方も随分助かっていらっしゃるのではないかと思います。

1つ、今回も予算の拡充ということなのですが、先ほどおっしゃったように通所型ですね、デイサービスの補助メニューというのがあるわけですけども、市としては、今後これに関して取り組むご予定とか見解があったらお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

このデイサービス型に関しましては、個別や集団で支援を行える施設が必要で、現在は実施ができていない状況です。他市の状況を調査・研究していきたいと思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ぜひ、お願いします。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

③のご質問についてお答えをいたします。

多胎妊婦の方に対し、国が新たに多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業を創設いたしました。それ

に伴い、市においても多胎妊娠は増加しており、単胎妊婦よりも多く生じる妊婦健康診査の費用の助成が実施できるよう進めております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

検査の助成を進めていただけるということで、本当にありがたく思っています。

今回、他にも多胎妊産婦のサポーター事業ということで、サポーターを派遣したり外出の補助、育児の介護もありますし、またピアサポートの事業の拡充というのも盛り込まれておりますけれども、現在の取組と今後この中でまた充実させていく、新たに取り組んでいくというご予定がありましたらご見解をお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

今、多胎妊娠の方とか出産された方の事業としましては、ふたごの会というものをやらせていただいております。

ピアサポート事業とかサポーターなどの事業に関しましては、まだ実施できていない状況ではありますので、他市の先進事例などを見ながら調査・研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

いろいろ進んでいる先進地もありますので、理由は分かりませんが、今、多胎妊娠も増えているということですので、大変な中、子育てをしていただけるわけですので、ぜひ、研究していただきながら、前向きにご検討いただきたいと思います。

次、④番、⑤番を一緒をお願いします。

議長（成田 義之君）

分かりました。

次に、④の質問に対し、寺社下健康推進課長。⑤番も同時にお願いをいたします。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

まず、④番のご質問についてお答えをします。

若年妊婦等支援事業は、SNSなどを活用した相談支援などを都道府県、指定都市、中核市が実施する場合に国が補助を行うものです。

市では、若年妊婦の方に対し、様々な悩みや不安などを抱えている方もあるため、母子健康手帳の交付時から、安心し、出産・育児が行えるよう、面接や状況に合わせた電話相談などを実施しております。

父親相談事業は、出産や子育てに悩む父親に対する相談支援や研修などを実施するために、国の新規事業として創設されました。市では、出産を迎える妊婦やこれからの育児に対する知識などを深められるよう、パパママ教室を開催しております。

引き続き、⑤番のご質問についてお答えをいたします。

ひとり親に特化したSNS相談はございませんが、ひきこもり・自殺対策についてのSNS相談は、県の精神保健福祉センターやこころの健康推進室が実施をしております。パソコンや携帯電話など身近なツールで相談がしたいときに行えるSNS相談は、コミュニケーション手段としてSNSを活用している若者には有効です。市で実施している母子・父子家庭相談、心の健康相談や電話相談などに加えて、SNSも含めた相談窓口を引き続き広報・ホームページ・キヨスマなどにより啓発をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

今、相談事業ということでお聞きをしたんですけれども、コロナ禍で自殺される方が増えたり、また、心の病にかかる方が増えている現状がありまして、こうした事態に鑑みて、国も3次補正の中で相談体制の強化というのを組んでいただいたのではないかと思いますので、今までもしっかりと取り組まれていますけれども、SNSを使ったもの、また対面で相談に来られる方もあると思いますので、先ほど言われたように、今まで以上にこういう相談窓口があるということの啓発に力を入れていただきたいということと、あとは、今現在ある相談事業の中で連携というのが大事になりますので、つないでいただきながら、最後までこの方が解決できるようにしっかりと見守っていただきたいと思います。

今、様々申し上げましたけれども、国が補助を出し、県が受けということですが、しっかりとこの動向を見ていただきながら、しっかりと体制を整え、また、周知をしながら取り組んでいていただきたいとお願いしまして、この質問は終わります。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、2の質問に対し、飯田総務部次長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。よろしくお願いします。

2つ目の質問についてご答弁させていただきます。

バリアフリー化整備につきましては、公共施設等総合管理計画の見直し時にバリアフリー化を推進していく旨の記載をしていきたいと考えております。

また、ハード面では、新築の施設につきましてはユニバーサルデザインを推進していき、既存の施設につきましては大規模改修時にバリアフリー化に配慮した改修を行うとともに、利用形態及び破損の状況に応じて適宜改修していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今、公共施設等総合管理計画の見直しのときに推進していくという記載をするということだったんですか、この件をもう少し具体的にお願いします。

議長（成田 義之君）

飯田次長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

清須市公共施設等総合管理計画では、原則として5年ごとに見直しを図ることとしております。

また、令和3年1月26日付、総務省の通知においては、令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項の中に、バリアフリー化などの方針を盛り込む記載があり、令和3年度内に見直しをする予定をしております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

これを盛り込んでいただくということは大変有意義なことではないかと思えます。

先ほど質問の中にも申し上げましたけれども、関係者の方ですとか当事者の意見も日頃からよく聞いていただくということと、この財産管理もまだ課ができたばかりで、なかなか今まで余裕がなかったと思うんですが、今後はぜひ現地というか、現場を見ていただきながら、時にはこういう当事者の方と一緒に、何が課題であり、どんな優先順位か見えてくると思いますので、ぜひ、現地における調査を引き続きしっかりとお願いしたいと思えます。

今、財産管理のほうでお話があったんですが、それ以外の所管のところもありますので、少しお聞きしたいと思うんですが、まず、長谷川次長に、都市公園も、公園のトイレもバリアフリーの対象になっていると思うんですが、今までの取組と今後の計画があったらお聞かせください。

議 長（成田 義之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。お願いします。

都市公園につきましては、平成25年度に移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例というものを制定しておりまして、それ以後、公園を新設する場合にはバリアフリー対応の整備をしております。したがって、その際にトイレを設置する場合は、多目的のトイレということで設置をしております。

ただ、既存の公園につきましては、まだバリアフリー化されていないというものもございますので、更新時や改修時について対応していくというふうに考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

公園の形態もいろいろありますけれども、トイレも様々なんですけれども、やはり今までいろんなトイレも火をつけられたり、変ないたづらをされたりと、こういうことがあったんですが、

だから、なかなか整備できないという面と、きれいであればいたずらされないかもしれないという面もありますし、今後地域だけではなく、公園は障がいのある方、車椅子の方の利用が長時間できないのかという話も今後は出てくると思いますので、また、先ほど言われたように、急には無理ですけれども、段階的に少し大きな公園からで結構ですけれども、こうしたトイレのバリアフリー化についてはしっかりとまた取り組んでいただきたいと思います。

今度、小中学校の施設は教育委員会になりますので、加藤部長がおられますので、今、現状です、先ほど全国平均の話をしました、本市ではどのような状況になっているのか、また、今後どうされていくのかお聞かせください。

議長（成田 義之君）

教育部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

学校施設におきましては、現在、庁舎の長寿命化改修工事を実施する中で、バリアフリーなどの対策や修繕が必要と思われる場合には、可能な限り修繕をしております。

また、その都度、児童生徒の障がいの状況に応じまして必要な対策を行っております。

特に、近年ですけれども、令和元年度には、清洲中学校におきまして多目的トイレの設置、段差の解消工事、また階段の昇降車というのは購入いたしまして、車椅子生徒の利便性を図ってまいりましたので、そういうケースができた場合は綿密に協議をさせていただく中で、可能な対応をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ある面では非常に障がいのあるお子様が入ってきたときにカスタマイズして、その子に合った改修をしていただいているということで、これはすごくありがたいことだと思います。

一方では、やはり計画的にも少しずつ進めていかないと、ある程度、小学校の状況、中学校であれば分かりますけれども、いつそういうお子様が希望されるか分からないということですので、ある程度計画性を持ちながら、カスタマイズで進めていただければと思います。

もう1つ、体育館のほうが、先ほど申し上げましたように避難所として使うんですけれども、

一部バリアフリー段差が解消されていなかったり、トイレが使いにくかったりもするんですけれども、この辺の解消に向けてはどのようにお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

議員おっしゃられますように、本市におきましては、体育館が一部そういった対応がまだできてない部分もございますので、今後、積極的に検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

私もよく体育館を見るんですけれども、当事者の方とお話をしていると、大規模な改修じゃなくても、例えば手すりがあったり、段差についてはバリアフリーを据え付けるものもありますので、そんなにコストをかけなくても、取りあえずのバリアフリー化はできると思いますので、ぜひ、各学校全て段差とトイレのちょっとした配慮をお願いしたいと思います。

全体に公共施設に関して最後に要望なんですけれども、特に、バリアフリー化に関して、建物のトイレ、段差解消をしていただいているんですが、時々お聞きしますのは、例えば、思いやり駐車場の区間があります。そこから段差を解消した入り口というのは全部じゃないですので、そこまでの動線が妙に長かったり、あまりそこが考えていただけてないというお話もありますので、そういったところも含めて、駐車場のどの位置にこの思いやり区間を置き、また、どの入り口を段差を解消していくのか、こういうことも当事者の声を聞いていただきながら解消していただくといいと思います。

また、駐車場がここにありますよという表示も大事になりますので、そうしたところも、全体を全ての所管のいろんな施設があると思いますが、こちらをぜひお願いしていきたいと思います。

いずれにしても、今回、特に永田市長にはエアコンを体育館につけていただくということで、本当にありがたく思っております。本当に市長にもお話をお聞きしたいところなんですけれども、時間がありませんので、エールを送らせていただきまして、私のほうの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、林議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。1時15分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

（ 時に午前11時45分 休憩 ）

（ 時に午後 1時15分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 9番議員（飛永 勝次君）登壇 >

9番議員（飛永 勝次君）

議席9番、飛永勝次。

ただいま議長よりご許可いただきましたので、一般通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、質問は大きく2点でございます。

まず、第1点目、単身高齢者等の身元保証と成年後見制度の活用についてであります。

令和3年1月29日の中日新聞朝刊一面に、「『死後全額贈与』契約無効、身元保証のNPO法人敗訴」との記事が掲載をされました。身元保証を入所の条件にしない旨の厚生労働省の通達（平成30年8月30日付）に違反していることと、民法90条の公助良俗違反の暴利行為にあたる判断、また、当時の施設長が契約の仲介をしていたことやNPO法人代表の家族が市の幹部だったことから、「癒着構造」までも名古屋地方裁判所岡崎支部は指摘をしています。NPO法人側は控訴の姿勢を明言しており、今後の動向が注目されるところであります。

このような高齢者の身元保証の問題やトラブルは今に始まったことでなく、長年、高齢者の暮らしを守るための問題として捉えられてきました。しかし、身元保証代行は監督省庁がないまま現在も存在している契約行為であります。

上記の記事に対するコメントとして、愛知県医療ソーシャルワーカー協会の役員は「使いやすい成年後見サービスやそれぞれの病院、施設ごとのガイドラインづくりなど、地域の連携を進め

ていけば身元保証は不要になるはず」と言われております。

また、さらに2月初旬、「国土交通省は単身高齢者の賃貸入居促進施策として遺留品処分を生前に委託するためのルール整備に着手している」との報道もありました。

高齢者を取り巻く安全で快適な住環境の確保、地域包括ケアシステムの構築、共生社会の実現に向け日々行政施策を推進していく中で、高齢者や子どもや障がいのある方が周辺の地域の方とともに安心して生活できるための環境や体制整備が必要であると言われて久しいですが、現状は問題課題の解決が実現しているわけではなく、さらに問題は潜在化し、複雑化しているとの指摘もあることはご存じのとおりであります。

今後も高齢の方たちや支援を必要とする方たちが、愛する地域で安心して生活できるよう、以下、伺います。

①本市に存在する高齢者施設や公共施設に入所する場合の身元保証についての現状

②賃貸住宅に入居中の借借人が生活保護を受けることになった場合、賃貸契約の保証人や賃貸人への通知の扱い

③平成30年3月定例会と令和2年3月定例会にて、成年後見サービスの必要性を訴えてきましたが、現状の取組についてと課題

④令和2年12月定例会で重層的支援体制整備事業について質問しましたが、成年後見サービスを含む人権擁護の体制づくりは、支援を必要とする人に対する体制の整備には欠かせないものです。現状の必要性の認識と取組状況及び課題

大きく2番、小中学校のICT推進について。

文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現のため、現在、タブレット端末が小中学校の生徒及び教員各1人に1台配付をされ、教育のICT化は来年度以降、本格的に推進されるものと思います。大きな期待を寄せるとともに、より効果的な活用がされていくために現場での意見交換などをより活発に行う必要性を感じています。

GIGAスクール構想の目指すところは、誰一人取り残すことのない個別最適化した学びの実現であります。子どもたち1人ひとりに個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境の実現のために、生徒1人ひとりと言うまでもなく、学校、行政が保護者の皆様とともに歩んでいく必要があるのではと思います。

そこで、以下、伺います。

①来年度から始まるタブレットを活用した学習についての現状と課題

②G I G Aスクール構想によると、令和7年からは個別最適化された学習環境が実現され、実施されることが目標とされています。どのような構想をもって推進していくのか、現状認識と取組課題

以上、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

①のご質問についてお答えいたします。

本市に存在する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設・グループホーム、有料老人ホームの高齢者施設に対し、身元保証人を入所の条件としているか調査したところ、全ての施設が条件としている状況がございました。

また、NPO法人などの身元保証会社を身元保証人として認めている施設は、全体の9割以上となっています。施設としましては、いざというときの対応への不安から、身元保証を求めている状況がございました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今の全ての施設が補償を必要と。9割以上がNPOを認めているということですがけれども、まさに成年後見サービスの利用を進めていてもこういう現状は変わらないという制度が上滑りしておるという現状でありますので、国のほうに対してもしっかりと声を届けていこうかと思う反面、これは消費者庁と厚生労働省から通達が出てまして、身元保証を入居の条件にしてはいけないという、この通達が出ていることは課長はご存じでしょうか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

存じております。

議 長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

ご存じでありながら、この新聞を見られてどのような感想を持たれたか、一言コメントを頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

施設や病院におきましては、先ほども答弁をさせていただいたとおり、いざというときの対応の不安から保証人を求める状況がございますので、今後、成年後見制度の体制整備を進めていく中で、その課題の1つというふうに考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

これは本当に10年、20年というスパンで問題・課題になっていることございまして、監督省庁がない状態で、消費者庁からこういった身元保証やお亡くなりになりました後支援するサービスをとるというガイドラインが実は出てまして、これはチェックリストになっていますので、こういったものがありますよという注意喚起を広報とか使ってやっていただけるといいなと思います。多分、なかなかこれは気づかないことで、やっぱり困ったなってなると、困ったことを解決してくれるところに寄り添っちゃうのが人情なので、それを制度上、駄目だよと幾ら言ったってなくなるわけないんですね。だから、こういうことに気をつけてくださいねというものは一応出てますし、例えば、半田市なんかは、平成29年の段階でガイドラインをつくっています。ここにも資料ありますけども、結構早く取り組んでいるところもありまして、問題が大きくなる前にということだと思いますけれども、こういったことをしっかり取り組んでいただいて、現状、施設が身元保証を必要としておるということは、何らかの形で身元保証代行のところを利用している可能性があるわけで、これはNPOがみんながみんなこういうことをやっているわけじゃなくて、結構、名古屋で老舗のNPOなんかは、当然亡くなった後にいろんな法的な整理をする必要が出てきますので、そういった実務品だけくださいと。そのために100万円とかお預かりをし

て、必要なお金を使ったら、あとはお返ししますということをやっているようなNPOもみえて、であるがゆえに、それぞれに契約になっちゃっているものですから、利用する方に不利益が行かないように、こういったものがあるという注意喚起をしていただければと思います。

また、広報とか使って高齢者の方に届くようにやっていただきたい。これは要望として言わせていただきます。

以上です。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課長の鹿島でございます。

②の賃貸住宅に入居中の借借人が生活保護を受けることになった場合であっても、市役所から保証人や賃貸人へ通知することは原則としてありません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

原則としてないと思いますけども、これも新聞で報道されたんですけども、国土交通省と法務省の両省で、単身高齢者が賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、家財など遺留品処分の委託先を生前に定める整備をしていこうということで、今、動いております。高齢の単身者の方が生活保護になった場合、それでお亡くなりになった場合、当然これは賃貸者契約上の保証人が退去精算なり原状回復なりするのは当然だと思うんですけども、そうならない場合が結構多くて困るケースが出ておること、こういうことは認識はありますか。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

実際に大家さんのほうから市役所のほうにそういった処分について何とかしてもらえないかというご相談があることは承知しております。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

今、調整中というようなことですので、今後の法整備の動向をしっかりと見ていただいて、高齢者の方の生活保障に関わることであり、また大家さんにも迷惑がかからないようにすることですので、しっかり動向を見た上で市民に対しての制度設計が整った段階で、上手にきちんと告知をしていただければと思いますけれども、これはまた要望で終わっておきます。

以上です。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

③のご質問についてお答えいたします。

市の取組といたしましては、本年度策定している清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画のアンケート調査の中で、成年後見制度を知っている人の割合を調査し、認知度を確認しました。結果は、「よく知っている」、「大体の内容は知っている」と回答した割合は37.9%となっており、今後多くの市民に十分周知していく必要があると考えています。

また、昨年12月には、愛知県社会福祉協議会成年後見制度推進委員会の講師を迎え、地域包括支援センター、障がい者サポートセンター等社会福祉協議会とともに勉強会を実施し、3月上旬には成年後見制度の体制整備に向けての検討会を予定しており、庁内外の関係機関とともに体制整備を図っていきたいと考えております。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

3月に会議を行って体制整備を図っていけるようにしていくというご答弁でした。よろしくお願ひします。

これは結構、高齢者の方だけでなく、今、答弁の中にあったように、障がいの方とかもですし、高齢者というと65歳以上と対象になっちゃうんですけども、60歳前後の方も困っている方もみえますので、これは何かの形で上手にきちんと整備をしていただく必要があるんじゃないかなと。

実は、僕はこの質問に関しては今回で3回目でございます。前々回が平成30年3月定例会で、前回は令和2年3月定例会で、このときの部長の答弁が、成年後見センターの設置というのは、なかなか費用対効果というか、市で1個持つというのは結構大変だなという答弁はされておるんですけども、でも、必要なので、何らかの形で、現在の対応がバージョンアップできるようなという答弁をしていただいている、その中で、介護保険計画の中で考えますという話になっています。来年度から8期が始まるということで、そこに挑む会議として3月に会議を行っていただくということですかというのが1つと、もう1個は、こういう答弁があったように、一步踏み出していきたいという答弁になっているんですけども、8期においてはどんな取組になるのかだけお聞かせいただけますか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

8期計画の中で成年後見制度について検討していくというのもありますけれども、包括支援センターが増設される中で地区別に検討するというのも考えられますし、どういうふうに検討していくのかということ自体から3月の検討会のところで課題を整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

これはかなり潜在的に市民の中に埋もれている問題で、当事者が気がついていないという場合は結構あって、事が起きてから気がつくというケースになってしまっていて、もうちょっと早く知っていればなということが実は多いんですね。なので、そういったことを1つ課題にさせていただいて、来年度、包括支援センターが増えるにあたって市民に対しての周知とか喚起をしっかりとさせていただいて、相談体制がパッと相談が受けられるということを目指していただければかによ

ろしいかと思えます。要望で終わっておきます。

以上でございます。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

④のご質問についてお答えいたします。

地域包括支援センターが実施している権利擁護に関する相談は年々増加しており、その相談内容は複合的で複雑化してきています。対象者の実情を包括的に把握し、関係機関との連携・機能強化を図り、人権擁護の体制整備を図っていく必要があると考えています。

市の取組といたしましては、現時点では健康福祉部内でスムーズな連携体制のための構築のための検討会を開催しております。

また、権利擁護を担う1つの制度である成年後見制度の体制整備を進めていく中で、庁内外の関係機関とともに課題を明確にし、人権擁護の体制づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

前向きなご答弁ありがとうございます。一日も早く形として整備されて、市民の声がしっかり受け止められるような体制づくりをと思います。

この重層的支援体制整備、これは今ご答弁されたとおりで、縦割り行政が市民ニーズにマッチングできなくなっていったら、こういう形に事業の交付金があるんですけども、いわゆる横断的に使えるという形になっていると思いますので、愛知県においては令和3年度は4億円ぐらいの予算が新規予算についてまして、交付対象として岡崎市と豊田市と東海市と大府市と長久手市が対象になっていて済んでおります。ぜひ、清須市にここに名前が列記できるような形で進めていただけるとよろしいなと思います。これもまた要望で。

もう1点が、新型コロナウイルス、これが変異することで、先ほども先輩議員からありましたけども、やっぱり高齢化の方でもそうですけれども、孤立化していく方がどんどん増えているんです。それを少しでも孤立化させないよという事で、令和2年度の3次補正でオンライン

の活用推進をすると補助金がつきますよということがあったんですが、これについてはどのように認識をされて、どんなふうなお考えをされているかだけ聞かせていただけますか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

この交付金につきましては、成年後見制度利用促進に係る体制整備に活用可能な事業として、中核機関等の相談支援、体制整備におけるオンライン活用推進事業を対象としておりますので、現在、清須市のほうには中核機関が未整備でありますので、交付の対象にはならない状況でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

孤立化させないためのこういう制度設計と交付金でありまして、参考にしてというか、オンラインを活用した相談体制の整備も進めていただければなと思います。これも要望で終わっております。

以上です。

次、行ってください。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。よろしくお願いたします。

①の質問についてお答えさせていただきます。

令和2年度末までに全ての小中学校において校内高速無線LANの整備が完了し、全ての児童生徒に1人1台タブレット端末の配付を進めているところでございます。令和3年度からはコンピュータ教室へのパソコンを学ぶ学習から各教室でのタブレット端末を使って学ぶ学習へと変わります。タブレット端末の特徴を生かし、写真等を取り込み、画像に書き込みを行い、分かりやすく説明するなどの一斉学習、デジタル教材の活用で自ら深く調べたり、自分に合った進度で学習できる個別学習、子ども同士による情報共有、意見交換、発表などでお互いを高め合う協働学

習、これらの学習が楽しく、効果的、効率的にできると考えております。

今後の課題といたしましては、デジタル教科書の導入、家庭への持ち帰り学習とそれに伴う情報セキュリティ、さらなる教員のスキル向上などであると考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

いよいよスタートということで、なかなか問題課題点が見えにくいところもあるかなと思いつつ、今のお話の中で1点、今後の課題にもかぶってくる場所ですけれども、デジタル格差って世間でもよく言われてまして、使える人、使えない人で格差が出てしまうとか、経済的な負担の状況もありますから、そういったことに対して格差を生まないようにというふうに言われて、もちろんそうやって取り組んでいただきたいんですけども、このデジタル格差に関してはどんなふうにかバーをしていくというご予定かだけお聞かせいただけますか。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今後、持ち帰り学習や臨時休業のような状況となった場合、家庭環境によってはインターネット接続ができないなどの格差が生じるおそれが想定されますが、それにつきましては、Wi-Fiルーターの貸出しによる対策を考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

Wi-Fiルーターの貸出しで通信費はどうなるのかなと思うんですけども、通信費や何かも市が全部見てくれるということになるんですかね。的確に対応していただいて、いわゆる環境の差で教育の差が生まれないようにだけは気をつけて取り組んでいただきたいなと思います。

もう1点、学校の先生に対してということがありましたけども、これは人材としてICT支援員とGIGAスクールサポーターが配置できるようになっておりますけども、清須市においては、

この2点についてはどんなご予定になっているかだけ確認させてください。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

ICT支援員につきましては、今現在1人で対応しているところですが、令和3年度から2人増員をして対応させていただくように考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

スピーディに的確に対応することで次の課題は見えやすくなると思いますので、その支援員が専門スタッフの方と一緒に子どもたちのために知恵を絞って、深い学びになるように進めていただければと思います。

2番、お願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

今後、社会の在り方が劇的に変化するSociety 5.0の時代が到来し、新型コロナウイルスなど先行き不透明で予測困難な時代が予想されます。個別最適化された学習環境とは、そのような時代を生き抜くために必要な資質・能力を育成する環境だと考えております。GIGAスクール構想によるICTの推進は、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善であり、これを継続し続け、さらに発展させることがSociety 5.0や予測困難な時代に必要な資質・能力の育成につながることでありと認識をしております。

今後取り組むべき課題といたしましては、遠隔教育により様々な状況にある子どもの学習機会の確保など場面に応じた支援、子どもの学習や生活状況など、様々な情報を把握・分析し、問題を早期発見・解決、教育データを大規模に収集・分析し、効果的な学習方法等の特定をするなどがあると考えております。最も重要となるのは、ICT機器を活用し、指導していく教員の質の

向上が課題であると考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今、様々な時代の背景も捉えた上で、学校の先生の質の向上は必要だという答弁をいただきましたけども、これは先進地に学ぶとかしていくことが一番大事なことになるのかなと思うことを思うのと、今、言ったSociety 5.0という聞いたことがないのかなと思うんですけども、Society 5.0の世界はどうなっていくかという、経済問題と社会問題をITを駆使して同時に解決をしていくという形になっていって、日本というのは、結局、IT化が遅れたことによって非常に世界に遅れをとっている状態なんです。日本の国の教育の質が下がったとよく言われるんですけど、あれはそうでなくて欧米諸国が追い抜いていったんですね。というのは、背景は、はっきり言うと、海外は、ビッグデータをITで分析して活用するクラウドサービスを使っているからなんです。そうすると、今、タブレットが1個入ったからデジタル教科書が云々という話がありますけども、個別最適化というところに向かっていくためには、まだまだいろんなハードルがあるんですね。

実は愛知県は2019年にとある教育プログラムのところと契約をして、西春高校がその指定校になって、今、進めておるところで、こういったことはご存じでしたかね。

議長（成田 義之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

存じ上げておりませんでした。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今年の2月9日も、西春高校でオンラインでこういった形の会議をやったりとか、実際の勉強をしたりとかやっていますので、見ていただくといいと思います。

小中学校の生徒たちはGIGAスクール世代と呼ばれていて、愛知県は高校はオンラインばっ

かりじゃないんですけど、オンラインで授業、教育が進められるからこそオフラインの教育が本当はすごく大事になるので、ここのめりはりもこれからどうしていくという課題があるんですけども、様々な課題があることをしっかり認識していただいて、トライアンドエラーを繰り返すことになると思いますけど、具体的な方策をしっかりと見つめながら、先進地などに学びながらコラボレーション型の社会問題・課題のソリューション事業、こちらの経済活動がしっかりできる力をつける子どもたちがこの清須市から羽ばたいていけるといいなと思います。

最後に、清須市の発展と成長の軌道、これをさらに力強く進めるには、教育に重点を置くべきではないかなと思います。人口が増えている。若い世代に選んで住んでいただいている。次は教育をしっかり地に足がついた形にして、産官学連携を大きく活用して、希望あふれる志を持った人材の育成ができるまちづくりをと思います。ぜひ、教育、しっかり力強く取り組んでいただけることを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 2番議員（山内 徳彦君）登壇 >

2番議員（山内 徳彦君）

議席番号2番、山内徳彦です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は2点です。どうぞよろしくお願いたします。

1 新型コロナウイルス感染症家庭内感染への対応について

緊急事態宣言が発出され、国民の努力もあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は比較的抑えられてきています。令和3年2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、同時に「感染症法」の改正があり、令和3年2月13日から入院を拒否した患者には罰金が科せられるようになりました。

感染拡大要因の一つとして挙げられる家庭内感染は、家庭内に感染者が確認された時点で、既に家族に感染している場合が多く、非常に防ぎづらいことが原因として挙げられ、その後の対応も難しく不安が大きいと言われていています。家族が感染し、重症化してしまい入院となった場合、

一人で生活できない子どもや在宅の要介護者をどのように守っていくかが課題となります。

子どもについては、厚生労働省より、保護者が感染してしまった場合は親族などに預けることとし、親族が面倒を見るのが難しい場合は、病院や児童相談所の一時保護所や児童養護施設などで子どもを受け入れることを検討するよう、昨年4月、全国の自治体に通知が出されています。具体的な対応は、それぞれの自治体が地域の実情に合わせて決めているといます。

そこで、お尋ねいたします。

①現在、保護者や介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院した場合、自立していない子どもや要介護者をどのように保護していくのか、県の対応も含め、市民への対応をお聞かせください。

それでは、次に感染者への対応として、既に県では昨年9月から自宅療養者の食事を希望する方に対して、1日1回、3食分の冷凍弁当と飲料を提供する配食サービスを実施しています。しかし、濃厚接触者として連絡を受けた場合、保健所の指示により、同じく、外出自粛が求められますが、配食サービスなどの県の支援策はありません。濃厚接触者に指定された方がスーパーや薬局などに出歩くことにより、感染のリスクは一気に高まります。

基本的には、自粛期間が終了するまで知人や親族を頼り、食料品の手配をお願いするケースが多いかと思いますが、こういった助けが得られない方に対して何らかの支援策が必要ではないでしょうか。

そこで、②番、「濃厚接触者」として連絡を受けた場合、周りに支援者がいない方への配食サービスなどの支援策についてお考えをお聞かせください。

2 エンディングノートの啓発及び配布について

終活やエンディングノートというと、あまりよいイメージをお持ちにならない方が多いことと思います。エンディングノートというと終活的なイメージが非常に強く、数年前のエンディングノートは、自分らしいお葬式をしてもらうための内容が主でした。しかし、最近ではまったく別なものと言えるほど進化しています。現在内容を大きく分けると、自分史・家系・介護・医療・お金・葬儀の選定・供養・メッセージ・遺族に伝えたいことや感謝の言葉といったように様々なことが含まれています。

例えば、自分史についてですが、家族間においても、ほとんどの子どもは親の小さいときのことなど知りません。親がどのような環境に生まれ、どのような幼少期を過ごし、どのような青春時代を過ごしたか、また、両親の出会い等、思いのほか子どもたちは親に関心を持っています。

こんな時にはこのエンディングノートの自分史を活用することによって家族のことを深く知るきっかけとし、特に遠くに暮らす家族が集まるときにでもお互いのことを知らせ、理解を深めるよう使用した方もみえます。

「一緒に住んでいる家族なら言わなくても知っているようなこと」を、あえて文字にしてみるというところにとっても大きな意味があります。そして、家族間でも両親が一日に何回どんな薬を飲んでいるか、毎日使っている必需品はどこに売っているのか等、知らないことが多くあります。こういったことは有事の際に必要となりますので、確認しておかなければなりません。

また、自分の人生を振り返るきっかけにもなることがあります。実際にノートを書いてみると、昔懐かしい友達のことを思い出し、実際に連絡を取り交流が再開したり、さらには一念発起し、幹事となり、高校の同窓会を開催した方もいるそうです。やり残したことや忘れていたこと等、これらを実現できる体力のあるうちに書き始めるように推奨されています。

厚生労働省の資料によると、命の危険が迫った状態になると4人のうち3人は自身が望む医療や介護などを自分で決めたり、人に伝えたりすることができなくなると言われています。もしも、自分ではうまく説明ができないようになってしまい、介護や医療が必要になったときに、元気だった頃の自分が記した情報は残される家族の判断基準になります。大切な人を失ったときに後悔のない人はいません。その後悔を少しでも少なくすることに役立つこととなります。また、それは本人が元気で体力があるうちに書くからこそ、今後訪れる介護や医療・延命治療・葬儀など、必ず訪れることについても冷静に向き合えるのではないのでしょうか。

そして、今、大きな問題となっている空家問題解決に期待を寄せ、取り組んでいる自治体もあります。

日本では家を購入するとき、中古住宅よりも新築住宅が好まれる傾向にあり、総住宅数は増え続けています。しかし、少子高齢化や地方の人口減少、施設への入所など、様々な理由で家に住む人がいなくなり、その結果、空き家が増えてしまっています。空き家が増えると、不法投棄、放火、また、景観の悪化や不衛生な環境などが増えるリスクが高まります。

よって、できるだけ空家を増やさないことが求められていますが、本市では空き家は平成15年2千870戸、平成20年3千770戸、平成25年4千130戸と増加の一途をたどっています。また、平成25年のデータでは空家総数の割合は13.37%と、県平均12.27%を上回っています。年々増え続けている空家の発生を抑えるためにも、エンディングノートを使うのが有効手段の一つであります。ご本人の大切な資産である家を空き家にして放置し価

値のないものにするより、万が一に備え、よりよい対策を決めておけるのも利点だと考えます。

このようにエンディングノートは日々進化しており、若い自分にはまだまだ関係ない。死ぬ準備をしているみたいというイメージは少なくなってきました。しかし、家族がそれを書くよう勧めるには、勘違いされるようで勧めづらいという意見が多くあり、認知や普及に影響を与えているのが現実です。

そこで、お伺いします。

①エンディングノートに対する考えをお聞かせください。

②家族間でエンディングノートの記入を提案することに抵抗がある人が多いのですが、行政が第三者として推奨することについてのお考えをお聞かせください。

③行政にとって、空家への対策等、考えられるメリットがあればお聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者の対応や支援につきましては当初より県が担い、清須市においては、管轄である清須保健所が相談や医療機関の調整を含め、全ての支援を行っております。

2月17日現在、本市においては212名の陽性者の方がおり、そのご家族や知人、同僚の方など、濃厚接触者の方々の人数の把握については市は情報がないため不明ですが、その中には、保護者や介護者も含まれていると思われまます。

保健所が高齢者や子どもも含め全ての方々の対応を担っておりますが、まずはご親族などの協力を依頼し、対応が困難な場合、高齢者は介護保険制度のご利用の検討を、また、子どもにつきましては、保護者が退院するまでの間、児童相談センターが一時保護所において保護をすることとしております。

個々の置かれている病状や状況などがそれぞれ異なっておりますので、保健所が個別のケースに合わせて対応をしております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

山内議員。

2 番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

現状は保健所が個々の状況に応じ、ケース・バイ・ケースできめ細やかにご対応をくださっているという、このような認識でよろしいでしょうか。

議 長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

そのとおりでございます。

議 長（成田 義之君）

山内議員。

2 番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

本市においても200名を超える感染者が発生してしまいましたが、今までこういった相談というのはありましたでしょうか。

議 長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

今のところ保健所が対応していただいております、当課にはそういったご相談はございません。

以上です。

議 長（成田 義之君）

山内議員。

2 番議員（山内 徳彦君）

ご相談がないうちから市民の不安を払拭するため、あらかじめ対応をお調べになっている姿勢には感謝とともに、とても心強く感じております。ぜひ、今後はそのことを広く広報していただき、一刻も早く市民に安心を与えてくださるようお願いいたします。

それでは、次の質問をお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②のご質問についてお答えをいたします。

愛知県において、令和2年9月1日より自宅療養をしている陽性者に対して療養に専念をしてもらうための食事支援サービスを実施しております。他市町においては、陽性者や濃厚接触者も含めて生活支援を実施している市町もあり、実施状況や実績などについて調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

おっしゃるとおり、愛知県では陽性者に対する配食サービスはあるのですが、濃厚接触者に対してはないのが現状です。冒頭でも申し上げましたが、4人家族で1人が陽性者、そして残りの3人が濃厚接触者となった場合、4人で自宅療養となれば食料や日用品が足りなくなるのは明らかです。支援者がいない方や出前ができる環境にない方への支援をぜひご検討くださるようお願いいたしまして、次の質問へお願いします。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

次に、2の①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

2の①の質問についてお答えいたします。

年齢に関係なく、自身が元気で判断能力のあるうちに老後の医療や介護・死後の希望や財産の処分等々、遺族に伝えたい事柄を書き残すエンディングノートは、ご本人に判断能力がなくなった際に自身の希望していた医療や介護が確認でき、本人にとっても、親族にとっても有用であると考えます。

また、エンディングノートは市販のものもあり、自身の手持ちのノートでも作成可能です。書く内容の選択等は原則本人にさせていただくものと考えます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

ご認識のとおり、いろいろなエンディングノートが市販されており、ダウンロードもすることができます。また、記入する項目も多岐にわたり、内容の選択は自由に記入できることとなっております。全ての内容を埋めなくてはならない強制性もございません。私もエンディングノートの存在を知っていても、入手方法や使い方が分からないことによって使用に至らない方が多いのではないかと考えております。

それでは、次の質問へお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

②のご質問についてお答えいたします。

市といたしましては、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築の1つとして、医療と介護の切れ目のないサービスを目指し、在宅医療・介護連携事業を推進しております。

エンディングノートの配布については検討した経緯もございますが、単に配布するだけでなく、終末期の意思決定のみならず、元気なときから人生の最後の時間をどこで過ごし、どのような医療や介護を受けたいかについて考えておくということの意識づけが重要であると考えています。

本市におきましては、多職種連携の会議の中で医療従事者や介護事業者からも意見を伺いながら、誰にも訪れる終末期を自分らしく迎えられるよう、出前講座や専門職の研修会等の中で情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

先ほど、今までにエンディングノートの配布をご検討された経緯があるとのことでしたが、検討にとどまっている理由というのをお教え願えますか。

議長（成田 義之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

エンディングノートにつきましては、先ほどお話が出ましたようにネットでも手軽に入手できること、また、非常にデリケートな話になりますので、市が配布させていただく場合は丁寧な説明も必要になると判断しました。そのため、個別でケアマネジャーなどが対応できるよう2市1町の合同での研修会で勉強会を開催しました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

やはり親族にエンディングノートの作成を進めるというのは、まだまだ利用価値は記入者ご自身のためといった認識が進んでいないこともありまして、非常にデリケートな問題との位置から脱していないと言えると思います。

よって、ご答弁いただきました出前講座等の中において正確な情報提供を繰り返し行っていくというのは、このエンディングノートへの意識改革を進めることができると思います。そのことによってご本人の認識が深まり、エンディングノートが自分や家族にもたらす有用性を理解していただければ、そこがスタート地点になって、エンディングノート作成につながるのではないかと考えますので、引き続き広報活動を行っていただけるようお願いいたします。

それでは、最後の質問へお願いします。

議長（成田 義之君）

それでは、最後に、③の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

③のご質問についてお答えいたします。

エンディングノートは遺言書とは違うため、財産分与について記入しても法的効力はありませんが、本人の思いとして遺族に伝えるには十分であり、遺産の整理や相続の手続等がスムーズになり、相続人の不確定による空家の発生を抑える効果も多少なり期待できると考えます。

また、介護について、施設入所や私財の管理の希望等についても、エンディングノートにより明確になれば、判断能力がなくなった際に、ご自身にとっても、介護者にとっても可能な限り希

望に沿えるという点で有意義であり、本人を支援する在宅医療と介護等が連携していく中でも活用できると考えます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

私自身の経験ですが、母が膵臓がんの手術をするときに別室で立ち会ったんですけれども、いざ手術が始まると手術前の想定とは随分状況が違って、手術を一時中断し、医師から3つの選択肢をいただくことになりました。しかし、私は医療の知識が乏しく、医師の最善だという考えに従うしかなく、結果、母は最後まで自分の病状を知ることなく、その術後3か月で旅立ってしまいました。10年以上たった今でも、母のことを思い出すたびに、あの選択は本当に正しかったのかなと後悔することがあります。そのような思いを抱く方が少しでも少なくなればと考えています。

本市は様々な施策を打ち出していただけていることもあり、比較的出生率が高い水準で移行しております。新しい命の誕生は全ての人の夢と希望につながっております。ご家族が人生の終焉を迎えることは悲しいことではありますが、残された家族にとってはそれが終わりではなく新しいスタートを切らねばならないときです。そこにつなげていくためにも、切れ目のない支援策としてこのエンディングノートの導入をできる環境づくりを進めていただけることをお願いいたします。私の質問を終わります。

議長（成田 義之君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

ここで、2時20分まで休憩とさせていただきます。

（ 時に午後 2時04分 休憩 ）

（ 時に午後 2時20分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、白井議員の質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章です。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

障害者福祉の充実について質問させていただきます。

本市では、障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法の法律に基づき、「障害者基本計画」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」が平成30年3月に策定され、基本理念である「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」に向け、それぞれの施策とその方向性や具体的な取組、各年度の数値目標やサービス見込み量が設定され、着実な推進による障害者福祉充実への取組が進められています。

本年度は継続して取り組むための計画、「第6期障害者福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」が策定されますが、これまでの計画に対する実施状況や目標達成状況などの評価・分析を行うとともに、障がいのある人の意向や要望などに応えられているのかの確認、そして、より充実に向けての課題の明確化など、今後の計画に反映させていく必要があるかと考えます。

障害者福祉の充実に向けたこれまでの実施内容と評価及び今後の取組への考え方など、以下の点についてお聞きをします。

- ①最近の障がいのある人の状況
- ②第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施内容や目標達成状況等の評価分析の総括
- ③障がいのある人の意向・要望への対応状況
- ④障害者福祉の充実への今後の課題

であります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

社会福祉課長の鹿島でございます。

①の清須市におけます令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は1千986人、療育手帳所持者数は462人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は659人の合計3千107人で、

近年の傾向としましては、身体障害者手帳所持者数につきましては横ばい、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数につきましては微増傾向にあります。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

この全人口に対する比率はどのようになっていますでしょうか。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

4月1日現在の清須市の人口が6万9千209人ですので、およそ約4.5%という障害者手帳をお持ちの方の割合になります。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今回の障害者の福祉の充実についての質問ですが、今回で2回目となります。前回は平成30年12月議会で質問させていただきました。平成30年3月に障害基本計画及び第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画が策定されました。4月から取組がスタートして、その計画や施策内容等について質問をしております。そのときにも障がいのある人の状況をお聞きしていますが、先ほどの令和2年4月1日現在の状況と、それから平成30年の状況を見ますと、平成30年は身体の方が2千22人、知的の方が415人、それから精神の方が613人、合計3千50人というふうにそのときお聞きしております。それに2年間経過しますと、身体の障がいのある方は36人少なくなっていますが、知的・精神の方は、47名が知的の方が増えている。そして、精神の方は46名増えている。そして全体でも57名増えているというような状況かと思えます。

それで、この中で、18歳未満が障がい児ということですが、障がいのある児童の全体の人数と、これは令和2年4月1日現在で結構ですけども、その障がい種別の割合ですね、どのようになっていますかお聞きします。

議 長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

まず、身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の児童の方ですが、39人、療育手帳の18歳未満の方が146人、精神障害者保健福祉手帳の18歳未満が15人の合計200人の方が手帳を所持されています。

以上です。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それから、割合を聞いていますけども、比率ですね。

議 長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

障害者手帳をお持ちの方の中での18歳未満という形よろしかったですでしょうか。

まず、身体障害者手帳につきましては2%、療育手帳につきましては31.6%、精神障害者保健福祉手帳につきましては2.3%、全体としては6.4%が18歳未満という割合になります。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今、18歳未満の障がいのある児童は障がいのある人の全体の6.6%でしたかね。

議 長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

6.4%。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

障がい種別に見ますと、身体とか精神は2. 何%という数字ですが、知的の方が30%を超えていますよね。この数字から見ると知的障がいのある児童が非常に高い比率になっておりますけども、これは以前も同じような状況でしょうか。

それから、福祉の充実に向けた取組の施策にも関係することと思いますが、この点の見解をお伺いします。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

過去5年程度、18歳未満の療育手帳の所持者数の割合を見ますと、いずれの年も30%以上を超えております。

なぜ、療育手帳が18歳未満の方の割合が多いかということにつきましては、身体上の障がいや精神的な疾患による障がいによって身体障害者手帳ですとか精神障害者手帳を取得される方というのは、先天的な要因というよりも後天的な要因が多く手帳を取得されてる方が多いのに対しまして、知的な発達に障がいがある方の場合、身体ですとか精神に比べて先天的な要因によるものが多いというふうに考えているため、身体ですとか精神の障害者の方に比べて18歳未満の方の療育手帳の所持者数の割合が多いというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

②の質問でございます。第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画は、国や県、清須市が策定した障害者に関連する計画との整合性を図りつつ、清須市障害者基本計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」に向け、計画策定時に実施したアンケート調査や関係団体ヒアリング、市民ワークショップなどを通じて把握

した福祉ニーズ等に適切に対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制の確保や財源の確保等に努めてまいりました。

また、計画で示した数値目標につきましては、国・県などが示した指針等を踏まえて目標設定いたしました。体制の構築や機能の整備など、市だけではなくサービス等を提供する事業所等の意向などにも大きく依存する部分が多いため、必ずしも目標どおり達成できておりません。しかしながら、計画の目標達成のために定めた施策のうちソフト的な側面を持つものの推進につきましては、着実に推進できていると考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

第5期障害者福祉計画、そして第1期障害児福祉計画は、数値目標は福祉のサービス見込み料などが設定されていますが、その目標は達成できてない。しかし、ソフト的なものは着実に推進ができていたとの答弁でしたけれども、ハード面、ソフト面という言葉がありますけれども、その辺、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。そして、総合的にどうであったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

地域で安心して暮らしていただくためには、これまでの施設に入っただけの生活ではなくて、住み慣れた地域で安心して生活をしていくための機能ですとか、サービスの提供が必要になってくると思います。そういった通常ご家庭でご自身が生活できるような状況であればいいんですけども、そうでない場合につきましては、グループホームですとか、あとはご家族の方の介護疲れ等々を癒すためのショートステイといった施設等々が必要になってくるかと思われませんが、清須市内にはまだまだ充足するのに足りるほどのグループホームですとかショートステイといった建物系の施設機能がまだまだ十分に足りてないというところから、ハード的なものについてはまだまだ目標には達していないというふうに考えております。

そのほか、障がいのある方の生活を支えます居宅の支援ですとか、外出等の支援、そういったものにつきましてはサービス量を必要な分だけ提供できるように、財源的なものも含めてしっか

りと確保して、寄り添った支援につなげているというふうに考えています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

私、今回、参考資料を皆様に配付させていただきました。私自身、今回の質問にあたりまして、これまでの障がい者の福祉費の状況、それから障害者福祉サービスの利用状況、こういうことを理解するために、これまでの決算書、あるいは主要施策成果報告書等からこのようにまとめております。

簡単に説明をさせていただきますが、一番上にグラフを載せております。右と左がありますね。左のほうに障害者福祉費の決算額の推移を載せています。これは平成25年から令和元年までの推移であります。見ていただくように、右肩上がりですとずっと増え続けております。平成25年度は約10億7千500万円でした。令和元年度は約16億5千900万円ということで、この6年間に5億8千400万円ほど増えている状況です。

そして、その右のほうのグラフは令和元年の決算の障害者福祉費決算全体のそれぞれの費目がありますけれども、どの費目がどれだけあるかということを表しております。障害者総合支援費が67.1%、障害児通所支援費が16.4%、障害者手当費が12.4%で、合わせますと全体の96%を占めているということです。

ちょっと下がってもらって左側のところは、障害者の福祉の令和元年度の決算額の内訳ですね。費目と金額、決算額を載せております。

そして、右のほうの縦の表は、障害者福祉費に対する福祉サービスの内容と利用状況が分かるように一覧表化しております。それぞれの給付費とか、そういう費目に対するサービスの内容、そして、もう少し右へ行っていただきますと、令和元年度が何人利用されたか、あるいは件数として何件利用されたのか、そして、その事業費がどれだけぐらにかかっているのかということを一覧表で表したものでございます。

これを見ていただきますと、障害者福祉費も伸びておりますし、障害者福祉サービスの利用状況も多分増えていると思います。こういうようなことから総括しますと、障がい者福祉の充実については伸びていることですから、充実に向かって着実に進んでいるとは思いますが、この点、

どのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

障がいのある方の障害福祉サービス等々に対するニーズにつきましては、しっかりと把握をした上で予算の確保に努めているところでございます。

今、こちらのほうで決算額をお示ししていただいておりますが、やはり障がいのある方が住み慣れた地域で生活をしていく上で必要なサービスの項目について伸びが大きくなっているというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

これだけたくさん利用されているということは、それだけ充実に向けて進んでいるということによろしいですか。分かりました。

障害者福祉費が年々伸びているということでは、充実に向けていろんなサービスが提供されているということが判断できると思いますが、これからも増えていくとなりますと、福祉サービスでは障がい者の方だけではありませんので、高齢者の方とか、いろんな福祉サービスを提供していかないかんのですね。そういう点で、サービスの提供と答弁にありましたように財源の確保というような関係で、全体のバランスを考えて福祉サービスもやっていかないかんと思いますが、そういう点で難しいと思いますが、本市の考え方としてはどのようなお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

やはり限られた財源でございますので、その中で障がいのある方のニーズを的確に把握して、最小の費用で最大の効果が上がるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

③でございます。

第6期清須市障害福祉計画・第2期清須市障害児福祉計画を策定する今年度は、障害者等に対するアンケート調査や関係団体ヒアリング、パブリック・コメント等を実施し、障がいのある方の福祉ニーズ等の把握に努め、把握した福祉ニーズ等に適正に対応するため、清須市役所のみならず保健所や児童相談所、社会福祉協議会といった関係機関や障害福祉サービス提供事業所など連携しながら、清須市の福祉の充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

2点ほどお聞きしたいんですけど、これまでのいろんなアンケート調査や関係団体のヒアリングなど、これまでも課題に挙がっている項目というのは多いのは決まっているかと思うんですね。その中で、相談支援体制とか、それから就労支援なんかもあると思います。

また、これは直接のサービスでないんですけど、公共施設の駅やバリアフリー化の環境整備をして、そういう意向や要望も多いかと思います。今回お聞きしたいのは、相談支援体制ですね、1つは、困り事があった場合に安心して相談できる相談窓口というのは大変重要だと思います。平成27年度から基幹相談支援センターということで、障がい者サポートセンター清須がその役割を果たしていると思うんですね。その辺の現在の状況とか、あるいは相談件数とか、細かいことはいいですけど、どんな状況かお聞かせいただきたいと思います。

あと1点は、就労支援のほうですけども、昨年12月議会で障害者総合支援費の訓練等の給付費が約7千700万円余りの増額補正をしております。それだけニーズが高まっていると思うんですけども、その辺のことも含めて内容をお聞かせください。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

まず、基幹相談支援センターの実数についてですね、令和元年度の実績になりますが、相談のあった件数としましては、661人の方からご相談がありました。障害児の方が224名、障害者の方が437名でございます。

また、支援の方法としましては、訪問による支援ですとか電話等による支援で、合計で2千292件の支援をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

就労支援のほうもよろしいですか。

議長（成田 義之君）

鹿島課長。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

昨年の12月に就労訓練等給付費の補正の増額のほうをお認めいただきました。この主な内容としましては、就労に関するものが当初の想定よりも多くなったというところがございます。実際に利用者の方が当初の想定していた人数よりも15名程度、令和2年度になってから増えて、当初よりも15名ほど多い。

また、そういった就労継続のサービスを提供していただいている事業所も10か所程度、昨年度に比べて増えているというようなこともございまして、およそ7千万円程度の補正のほうをお認めいただいたというところがございます。

また、グループホームが市内に1か所できたのと、近隣にもグループホームができたというところもあって、グループホームに対する補助も含めた形で、昨年の12月に補正のほうをお願いした経緯でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、鹿島社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鹿島 康浩君）

④でございます。

今回の計画策定にあたり実施した障害者等に対するアンケート調査や関係団体ヒアリング、パブリック・コメント等から浮かび上がった課題としましては、住み慣れた地域で障がいのある方ご本人だけではなく、そのご家族の方も安心して生活できるようになるためのグループホームや短期入所施設などの社会資源が清須市内には充足していないこと、障がいの特性に合った仕事に就くための支援や職場等での支援体制の充実が求められていること、また、保育所等訪問支援や医療型児童発達支援といった障がいのある児童に対する障害福祉サービスのニーズが高まってきていることなどがございます。

これらの課題は、施設の整備ですとか、障害福祉サービス提供事業所の開所など、清須市だけでは完結できない課題でもあります。しかしながら、清須市、北名古屋市、豊山町で計画し、社会福祉法人西春日井福祉会が運営し、緊急時の受入れ対応が可能な短期入所施設の機能も併せ持った障害者グループホームこだちが令和3年6月の開所に向け、入居希望者の募集が始まっております。

また、近年では、グループホームや短期入所施設等の整備についての相談等も社会福祉課の窓口寄せられるようになってきり、徐々にではありますが、清須市におけるハード的な整備も整いつつある状況になってきていると考えております。

今回明らかになった課題等に対しては適切に対応し、清須市障害者基本計画の基本理念でもある「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」に向けた施策等を着実に展開し、引き続き障害者福祉の充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ご答弁でありましたように、今後もいろいろな取組によって障害者福祉の充実に向けた施策等、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

市だけでは取組はできない課題、そして市単独で進めることができる課題、いずれも計画書に挙げられている目標や内容についてはなかなか難しいこともあるかと思いますが、ぜひ、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

計画内容は基本理念を基に、様々な関係者の方々の協力・意見交換やヒアリングを基に、障がいのある方の要望・意向を踏まえて、いろんな検討の上で策定されていますので、ぜひ、現在の計画に続く第6期の障害福祉計画、あるいは第2期の障害児福祉計画、この取組は4月から始まりますので、ぜひPDCをしっかりと回していただいて、障がい者の福祉の充実に今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。最後に市長に、障害者福祉の充実に對するお考えや思いをお聞かせいただければと思います。

議長（成田 義之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

白井議員に資料を作っていただきまして、もちろん金額的にも相当5割増えておるんですけども、平成25年から比べますと、障がい者の方の人数も、身体の方は減っているんですが、やはり精神のほうはかなり伸びてきているということで、全体としては障がい者の方の人数も増えてきていますので、数字的には増えていくのは当然なんですけども、やはりそれぞれのサービスを受けやすくなっている状況もあるのかなというふうに思っています。

もう1つは、これは自慢をさせていただきたいんですが、障がい者の手当につきましては、清須は県内でもトップクラスでありますので、障がい者の方の数が増えればそれだけ金額ものしてくるということは事実かなというふうに思っています。

私も障がい者の団体の方とか障がいをお持ちのご家族の方と、毎年ではないんですけども、隔年ごとぐらいで意見交換会をやっておりまして、本当に切実なご意見を聞いてます。もちろん財政がついていかない部分もあるんですけども、少しずつでも障がい者の方が暮らしやすいような、そんな施策を行っていききたいというふうに思っていますし、6月にはグループホームも供用開始をします。たまたま昨日、第6期の障害福祉計画、昨日報告をいただきまして、本当に基本理念であります「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」に向けてこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（成田 義之君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 7番議員（大塚 祥之君）登壇 >

7番議員（大塚 祥之君）

議席番号7番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私からは、大きく2点、よろしく願いいたします。

大きく1点目、五条川の河川改修についてであります。

現在、五条川は、総合治水対策特定河川事業の下、河川改修が行われています。これまでに実施された主な工事として、名鉄津島線橋梁の架け替え、法界門堰の撤去、船舩橋の架け替えなどがあり、流下能力の向上に寄与しています。

また、現在行われている清洲橋の架け替え、今後の課題として挙げられている名鉄名古屋本線橋梁の架け替えや下之郷堰の撤去も早急に進めていかなければなりません。

こうした河川整備計画が進められている中で、河川の狭窄部については、清洲城の大手橋、J R東海道本線橋梁、新幹線橋梁付近での土砂の堆積により治水能力の低下や安全面が危惧される場所です。また、渇水期においては、ごみの漂着も著しく、ふるさとの川モデル事業で位置づけられている清洲城や清洲公園の景観も損なわれている現状があります。

そこで、以下お伺いいたします。

①五条川河川整備計画において、清洲城の大手橋、J R東海道本線橋梁、新幹線橋梁付近の整備状況はどのようになっているか。また、具体的な年次計画は立てられているかお伺いいたします。

②清洲城の大手橋、J R東海道本線橋梁、新幹線橋梁付近の土砂の堆積と清洲城、清洲公園の景観を損なうごみ等の漂着を防ぐ早急な対策についてお伺いいたします。

大きく2点目、新型コロナウイルスのワクチン接種について。

厚生労働省は2月12日に専門家の部会を開き、ワクチンの特例承認を了承し、14日に正式承認、17日より医療従事者への先行接種を行い、4月1日以降に65歳以上の高齢者に接種するスケジュールとしております。

また、アメリカの製薬会社ファイザーが開発した新型コロナウイルスのワクチンについては、国内で行われた治験でも、海外と同様に、ウイルスの働きを抑える「中和抗体」の増加が確認さ

れたことが関係者への取材で分かりました。こうした希望の下、菅総理大臣は「ワクチン接種は感染対策の決め手であり、すべての国民に安心して接種していただける体制を構築することが国の責務だ」と述べています。本市においても2月10日の臨時会で新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するための補正予算が認められ、ワクチン接種を待つばかりとなりました。

臨時会で説明を受けた予防接種事業の内容を踏まえ、以下、お伺いいたします。

①国の情報や指針が目まぐるしく変わる中で、新型コロナウイルス予防接種事業の説明がなされましたが、内容等の変更点、また追加事項がありましたらお聞かせください。

②新型コロナウイルス感染症の影響で、肺炎予防に有効な高齢者の肺炎球菌ワクチンの需要も高まっています。4月1日以降から始まる新型コロナウイルス予防接種とともに推奨すべきものだと考えますが、現状の接種状況や今後の啓発等について本市のご所見を伺います。

③本市のワクチン接種率は予算計上上約70%を見込んでいますが、この予防接種が新型コロナウイルス対策の決め手となると考えます。本市の目標値をお聞かせください。

以上、ご答弁、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

土木課の松村です。よろしくお願い致します。

①の質問に対してお答えさせていただきます。

五条川の整備状況につきましては、新川の合流地点から上流に向かって整備を進めていただいております。これまで巡礼橋上流の100メートル付近まで河道改修が完了しております。引き続き、名鉄の名古屋本線橋梁下流から順次改修を進めていくため、JR東海道本線新幹線橋梁付近の改修の時期につきましては、現時点においては決まってないというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、現時点では改修時期が決まっていないとの答弁で、やはり治水能力の低下など安全面が危惧されます。早急な対応が必要と考えますので、次のご答弁、よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、松村建設部次長、答弁。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

J R 東海道本線、新幹線橋梁付近の土砂の堆積につきましては、市といたしましても確認し、愛知県に土砂の撤去を要望しております。令和3年度には改修による河床掘削までは行いませんが、堆積土砂の一部撤去を実施していく予定であると伺っております。

また、散策路として利用している高水敷に漂着するごみにつきましては、捨てる方のモラルもありますが、高水敷に堆積した土砂や繁茂する草木にこうしたごみが引っ掛かり、景観上も好ましい状況ではございません。このため、清洲公園付近の高水敷に堆積した土砂の除去を令和3年3月に愛知県において実施していただきます。これにより、ごみの漂着の軽減にもつながると考えます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

今、土砂の撤去等の要望も愛知県のほうへしていただきまして、ありがとうございます。この浚渫により安全面の向上やごみの漂着の軽減につながることは本市にとって有益な事業だと認識しております。しかしながら、現在行われております清洲橋の架け替え工事、この工事もこのような土砂の堆積に影響しているのではないのでしょうか。清洲橋の架け替え工事完了までまだ4年あると思いますけども、このような堆積土砂の撤去が必要になるかと思われれますけど、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（成田 義之君）

松村次長。

建設部次長兼土木課長（松村 和浩君）

清洲橋の架け替え工事が土砂の堆積に影響しているかどうか分かりませんが、河川形状によって土砂が堆積しやすい場所になっているものだと思います。このため、除去した後に土砂が堆積するようなことが確認できましたら、再度、愛知県に土砂の除去をしていただくように要望を

していきたいと考えます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ただいまの答弁で、再度、愛知県に土砂の除去を要望していただくようでして、大変ありがとうございます。

それで、今のご答弁にありました、愛知県への定期的な堆積土砂の撤去をお願いしますとともに、名鉄名古屋本線橋梁の架け替えや下之郷堰の撤去などの課題に引き続き取り組んでいただくようによろしくをお願いします。

また、先ほどから申し上げておりますJR東海道本線、新幹線橋梁付近の河川改修につきましては、下流から順次進めていくものだと、かなり時間がかかってしまうものだという事は理解しております。しかしながら、愛知県との連携を密にさせていただきながら、協議、要望の際にはしっかりとこのような現状を伝えていただきまして、改修による河床掘削の早期実現を目指していただくことと、これは所管が違ってしまいうんですけども、産業課に本市の観光の要となる清洲城、清洲公園の景観を損なう高水敷へのごみのポイ捨ての防止の啓発等々を要望いたしまして、大きい1番の質問を終わります。

大きい2番、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①のご質問にお答えをいたします。

先の質問で答弁させていただきましたが、要介護者や障がいをお持ちの方でバスの乗車が難しい方につきましては、直接、接種会場に行っていただく場を別途設けることの検討を重ねております。

また、高齢者で施設に入所されている方々には、施設内で接種ができるよう検討を進めており

ます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

午前中、同僚議員からも同じ質問があったと思いますけど、違う視点からお伺いいたします。

また、4月からのワクチン接種に向けて本市へのワクチン供給の予定がどのようになっているかということと、また、このワクチンの他に必要なディープフリーザー、超低温冷凍庫の割当てにつきましても、分かる範囲でいいのでお伺いいたします。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

まず、ワクチンの供給についてですが、3月1日、昨日ですが、厚生労働省の通知がございました。高齢者の接種開始時期については4月12日からの接種を開始できるよう各都道府県に4月5日の週に2箱、1箱が195バイアルで975人分となっておりますが、4月12日の週に10箱、4月19日の週に10箱、4月26日の週に全国の市町村に1箱ずつ配送するという通知がございました。

併せて、河野大臣の発言もそこにはついておりまして、この数量についてはEUの承認が取れるという前提でということも書かれておりました。今後引き続き情報収集を行ってまいりたいと思います。

2つ目のワクチンを保管するディープフリーザーの割当てについてですが、現在、薬事承認がされているワクチンはファイザー社製のものになりますが、超低温冷凍庫マイナス75度対応のフリーザーとなっております。当市においては2月に1台、3月に1台、5月に2台、6月に1台、計5台配置されることとなっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ご答弁ありがとうございました。

今のワクチン供給について、ディープフリーザーについても非常によく分かりました。今の現状でいろんな情報等も含めて、ワクチンの量も含めていろいろ目まぐるしく変わってくるかと思うんですけど、私たち議員に対しても情報の共有だったり説明だったりというものも今後も実施していただけるというふうには思っておりますけど、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

日々、国から県、県から市町村に通知が参ります。それに伴い、市のワクチン接種体制についても検討を重ねている状況です。タイミングなどを見ながら情報を共有し、ご説明をさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

本当に情報量が多い中でいろいろ精査しながらいろいろ大変だと思いますけど、この件は私たちも本当に市民の皆さんも含め、説明義務もあると思いますので、これはよろしく願います。

次の質問をお願いします。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②のご質問にお答えをいたします。

高齢者の肺炎球菌につきましては、肺炎の発症及び重症化を予防することを目的に、平成26年度より定期接種に追加をされ、助成を行っております。

開始から5年間は65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方を対象としておりましたが、令和元年度からはこの助成制度を利用していない方と新たに65歳の方を対象に実施を継続して

おります。

新型コロナウイルスワクチン接種に加えて肺炎を予防するために肺炎球菌ワクチンについて今後も広報や個別通知を行うなど、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

引き続き、肺炎予防に有効なワクチンの啓発をお願いいたします。

また、平成26年より定期接種に追加されておりますけども、本市の接種率はどのようになっていますでしょうか。分かる範囲でいいのでお答えください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

高齢者肺炎球菌の接種率は、平成26年度から平成30年度については45%前後で推移をしております。

令和元年度については、新規の65歳の方については44%、今まで接種をされていない方は16%となりました。

令和2年度については、コロナの影響もあり、昨年度を上回る接種率になる見込みでございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁で昨年度を上回る接種率になる見込みということで、やはりこのワクチン接種の需要が高まっているというふうに感じております。

また、新型コロナウイルスワクチンとの併用がより効果的になるとは考えますけども、この両ワクチンの接種間隔についての制限というものはどのようになっていますでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

厚生労働省の通知では、コロナワクチンと他の予防接種を行う場合においては、原則として、13日以上の間隔を置くこととするというふうになっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁で13日以上の間隔を置くことということで、ありがとうございます。

また、今後なんですけど、広報や個別通知を行う際にも、こういった接種間隔を含め、コロナワクチン等も含めて、より分かりやすい情報発信をお願いしたいということと、65歳以上、これは5歳刻みに各年齢になる方が定期接種として1回のみ予防接種の助成というものが受けられませんが、この肺炎予防に有効かつ免疫を高く維持するために必要なこのワクチン接種の助成制度の拡充を要望いたしまして、次の質問へお願いいたします。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

最後に、③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

③のご質問にお答えをいたします。

予算計上の際、愛知県のシミュレーションが70%であったこと、また、令和2年10月に行われた感染症に関する意識・実態調査の結果の接種希望者が70%であったことなどにより、予算上の接種率を70%と定めてはありますが、現在、国の通知では、目標のワクチン接種率を設けておらず、本市においても目標値については定めておりません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、国が目標のワクチン接種率を設けていないということで、これが本市の目標値を定めていない理由にはならないというふうに考えております。他の自治体では、マスメディア等で接種率

を公表し、これらのワクチン接種に向けて市民一丸となって取り組んでいくという姿勢も見られます。常に変わりゆく状況の中で、このワクチン接種事業が大変な事業だということはもちろん理解しております。しかしながら、このワクチン接種の目標値を設けることで進捗状況の把握やそれに向けての改善策が講じられる。また、この事業に関わる職員のモチベーションの維持だとか市民の機運の向上にも期待できるというふうに私は考えております。

また、海外なんですけど、接種率75%以上で集団免疫が獲得されると見られる水準というふうにも言われていますけども、もう一度この件についていかがお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

厚生労働省のホームページのQ&Aに集団免疫のことが掲載をされております。そこには新型コロナウイルスによって集団免疫の効果があるかどうかは分かっておらず、分かるまでには時間を要すると考えられていますとございます。集団免疫に至るまでの接種率はまだ不明です。目標接種率ではございませんが、予算計上時の70%を想定接種率とし、市民の皆様には接種の勧奨をしまいたいと思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁で70%を想定接種率として市民の皆さんにワクチン接種を勧奨していくということでした。こういった勧奨していく、70%を総接種率というふうに言われてますけども、ぜひ、本市の目標値を定めていただいて、それに向けた市民の皆様の自発的意志で迅速にワクチンが接種できる体制の維持と拡充、これは接種率向上のために市民の皆さんに対する柔軟な対応、例えば、個別接種などなんですけど、こちらのほうを要望させていただいて、このワクチン接種、感染拡大防止に清須市民一丸となってこの状況に立ち向かえることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ご答弁ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

本日の一般質問は以上で終了といたします。

残りの方については、明後日、3月4日9時30分より再開いたしますので、どうぞよろしく
お願いをいたします。

これをもちまして、本日は散会とさせていただきます。

早朝より、大変ご苦勞様でございました。

(時に午後 3時12分 散会)